

島 備 甲 第 1 1 3 7 号
島 警 甲 第 2 0 7 7 号
島 生 企 甲 第 4 6 号
島 刑 企 甲 第 1 2 4 号
島 交 企 甲 第 1 1 9 5 号
島 公 甲 第 6 3 号
令 和 4 年 3 月 1 7 日

各 所 属 長 殿

保存期間3年

島 根 県 警 察 本 部 長

島根県警察災害警備計画の制定について（通達）

島根県警察災害警備計画を別添のとおり定め、令和4年4月1日から実施することとしたので、所属職員に周知し、適正な運用に努められたい。

なお、島根県警察災害警備計画の制定について（令和2年12月18日島備甲第1430号本部長通達）は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

島根県警察災害警備計画

(令和4年4月策定)

島根県警察本部

第1章 総則

第1 目的及び構成

本計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害警備活動の基本的事項を定めることにより、県民の生命、身体及び財産を災害から保護し、公共の安全と秩序を維持することを目的とする。

本計画の構成は、第2章を「地震災害対策」、第3章を「津波災害対策」、第4章を「その他の自然災害対策」、第5章を「原子力災害対策」、第6章を「その他の事故災害対策」、第7章を「災害警備計画等の報告」とし、第2章において主として本計画全体を通じた共通対策を記述するものとし、第3章から第6章までにおいて、その他の特記すべき事項を定める。

第2 準拠

災害警備に関する業務については、本計画によるほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）、国家公安委員会・警察庁防災業務計画の修正について（平成26年3月27日警察庁乙備発第3号ほか依命通達）、警備実施要則（昭和38年国家公安委員会規則第3号）、警備実施に関する訓令（平成13年島根県警察訓令第8号）及び島根県地域防災計画（令和4年3月島根県防災会議）その他関係規程の定めるところによる。

第3 用語の定義

1 この計画において、次に掲げる災害に関する用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 災害 自然災害及び事故災害をいう。

(2) 自然災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(3) 事故災害 次に掲げるものをいう。

ア 原子力災害 原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業者外へ放出された事態（原子力緊急事態）により、国民の生命、身体又は財産に生ずる被害

イ 海上災害 多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生を伴う船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生又は船舶からの危険物の大量流出等による海洋汚染、火災、爆発等

ウ 航空災害 多数の死傷者等の発生を伴う航空運送事業者の運航する航空機の墜落等

エ 鉄道災害 多数の死傷者等の発生を伴う鉄軌道における列車の衝突等

オ 道路災害 多数の死傷者等の発生を伴う道路の陥没、トンネルの崩壊等道路構造物の被災等

カ 危険物等災害 多数の死傷者等の発生を伴う危険物・高圧ガスの漏えい・流出、火災、爆発又は毒物・劇物の飛散・漏えい・流出若しくは火薬類の火災・爆発

キ 火事災害 多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事及び火災による広範囲にわたる林野の焼失等

(4) 大規模災害 広域的かつ甚大な被害が発生し、島根県警察（以下「県警察」という。）が総力を挙げて災害警備活動を行う必要がある災害

2 この計画において、次に掲げる所属等に関する用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 総務課 警務部総務課をいう。
- (2) 広報県民課 警務部広報県民課をいう。
- (3) 会計課 警務部会計課をいう。
- (4) 情報管理課 警務部情報管理課をいう。
- (5) 警務課 警務部警務課をいう。
- (6) 人材育成課 警務部人材育成課をいう。
- (7) 監察課 警務部監察課をいう。
- (8) 厚生課 警務部厚生課をいう。
- (9) 生活安全企画課 生活安全部生活安全企画課をいう。
- (10) 地域課 生活安全部地域課をいう。
- (11) 通信指令課 生活安全部通信指令課をいう。
- (12) 少年女性対策課 生活安全部少年女性対策課をいう。
- (13) サイバー犯罪対策課 生活安全部サイバー犯罪対策課をいう。
- (14) 刑事企画課 刑事部刑事企画課をいう。
- (15) 捜査第一課 刑事部捜査第一課をいう。
- (16) 捜査第二課 刑事部捜査第二課をいう。
- (17) 組織犯罪対策課 刑事部組織犯罪対策課をいう。
- (18) 鑑識課 刑事部鑑識課をいう。
- (19) 交通企画課 交通部交通企画課をいう。
- (20) 交通指導課 交通部交通指導課をいう。
- (21) 交通規制課 交通部交通規制課をいう。
- (22) 運転免許課 交通部運転免許課をいう。
- (23) 交通機動隊 交通部島根県警察交通機動隊をいう。
- (24) 高速道路交通警察隊 交通部島根県警察高速道路交通警察隊をいう。
- (25) 公安課 警備部公安課をいう。
- (26) 警備課 警備部警備課をいう。
- (27) 外事課 警備部外事課をいう。
- (28) 機動隊 警備部島根県警察機動隊をいう。
- (29) 警察学校 島根県警察学校をいう。

- (30) 情報通信部 中国四国管区警察局島根県情報通信部をいう。
- (31) 当直 警察本部の一般当直をいう。

第4 実施方針

本計画は、平成7年1月発生 of 阪神淡路大震災、平成23年3月発生 of 東日本大震災その他近年発生した大規模災害における警察の活動を踏まえたものであり、その実施に当たっては、今後発生が予想される大規模災害にも的確に対処できるよう、県警察各部門が相互に連携して一体的な活動を行うとともに、島根県（以下「県」という。）、市町村、消防、自衛隊等の関係機関と緊密な連携を図り、総合的な防災対策を推進し、県民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を行うものとする。

第5 基本的任務

災害発生時における県警察の基本的任務は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の早期把握
- (3) 救出救助及び避難誘導
- (4) 行方不明者の調査及び搜索
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 検視及び身元確認
- (7) 被災地域における社会秩序の維持
- (8) 広報及び各種相談の受理
- (9) 関係機関の活動に対する支援及び協力
- (10) その他災害警備活動に必要な措置

第6 職員の心構え

警察職員（以下「職員」という。）は、任務の重要性を自覚し、平素から災害に関する知識の習得、災害発生時における参集要領及び任務の確認等に努め、災害が発生した場合には、冷静沈着かつ迅速的確に、全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

第2章 地震等災害対策

第1節 災害に備えての措置

第1 基礎資料の収集整備

警察署長（以下「署長」という。）は、管轄区域内において、別表第1に掲げる事項を調査し、基礎資料として整備・活用するものとする。

なお、調査に当たっては、県策定の地域防災計画（地震被害想定等）、水防計画等を参照するとともに、整備した基礎資料は随時更新すること。

第2 災害警備計画の策定

1 警察本部

警察本部の所属長は、本計画に定める災害警備本部の組織及び所掌事務並びに災害警備本部直轄部隊（以下「本部直轄部隊」という。）の編成及び任務を踏まえ、あらかじめとるべき措置を定めておくものとする。

2 警察署

- (1) 署長は、災害警備活動を迅速かつ適切に行うため、管内の実態に即した災害警備計画（以下「署警備計画」という。）を策定しなければならない。
- (2) 署警備計画の策定に当たっては、隣接警察署及び関係機関との連携を図り、本計画及び市町村の地域防災計画との間に整合性を持たせるとともに、内容に具体性を持たせるなど、実効性のある計画となるよう配意するものとする。

第3 警察災害派遣隊の整備

◆担当所属 警備課、広報県民課、生活安全企画課、地域課、捜査第一課、鑑識課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊

担当所属長は、全国で大規模災害が発生した場合における島根県警察災害派遣隊設置要綱の制定について(平成25年3月22日島備二甲第1062号ほか本部長例規通達)に定める警察災害派遣隊の派遣に備え、平素から招集・派遣体制を整備しておくとともに、特に、即応部隊については、隊員に対し、災害現場に即した環境下における救出・救助技能、自活能力の向上に向けた教養訓練を徹底するものとする。

なお、警察災害派遣隊の設置要綱、運用等は、別に定める。

第4 災害警備用装備資機材の整備充実

◆担当所属 警備課、会計課、交通規制課、機動隊、警察署

担当所属長は、災害警備活動の長期化等の事態による装備資機材の不足を想定し、災害警備用装備資機材の計画的な整備に努めるとともに、現有装備資機材の適正な管理及び定期的な整備点検を行うものとする。

なお、災害発生時に小型重機、ショベルカー等、国、県、市町村及び建設業協会からの派遣や借受けを行うものについては、その手続が円滑になされるよう、平素から緊密に連携しておくものとする。

災害警備用装備資機材の整備基準等については、別に定める。

第5 警察施設の災害対策

1 施設の耐震性等の強化

◆担当所属 会計課、警務課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警備課、機動隊、警察学校、警察署

担当所属長は、災害が発生した場合でも警察施設の機能を維持し、非常用電源、

備蓄物資、装備資機材等を確実に利用できるようにするため、これらの適切な保管場所を選定するとともに、施設の耐震性、耐火性及び耐浪性の強化に努めるものとする。

2 代替指揮機能の確保

◆担当所属 全所属

- (1) 警察本部庁舎が被災し、災害警備本部としての指揮機能が確保できない場合（原子力災害発生時を除く。）に使用する代替施設の優先順位は次のとおりとする。
 - ア 機動隊
 - イ 運転免許センター
 - ウ 警察学校
- (2) 各所属長は、警察本部が使用不能となった場合に備え、代替施設までの資機材、人員の輸送手段等について職員に周知しておくものとする。
- (3) 署長は、警察署が使用不能となった場合に備え、あらかじめ代替施設を確保するとともに、代替施設までの資機材、人員の輸送手段等についてマニュアル化しておくものとする。

第6 教養訓練の実施

◆担当所属 全所属

各所属長は、個々の職員が災害発生時に自らの判断で迅速・的確に行動できるよう、災害に関する知識、装備資機材の保守管理・操作要領、災害発生時の具体的活動要領等について、次により計画的に教養訓練を行うものとする。

また、県、市町村等の関係機関が主催する総合防災訓練のほか、警備業者、自主防犯・防災組織、民間ボランティア団体及び地域住民と連携した訓練等を通じて、官民一体となった災害対策に向けた態勢の確立に努めなければならない。

1 教養項目

- (1) 災害及び災害警備の知識
- (2) 災害関係法令及び警察・関係機関の責務
- (3) 管轄区域内の段階的被害予測
- (4) 災害警備計画及び初動措置要領
- (5) 災害警備用装備資機材の知識
- (6) 通信資機材の知識
- (7) 災害情報の分析及び報告要領
- (8) その他災害対策に必要な教養

2 訓練項目

- (1) 職員の招集、参集及び部隊編成
- (2) 災害情報の収集、連絡及び伝達
- (3) 災害警備用装備資機材の操作

- (4) 車両、警察用航空機及び通信資機材の配備運用
- (5) 警備実施部隊の配備及び支援部隊の派遣
- (6) 災害時の交通規制、放置車両及び道路上の障害物の除去、警備業者等と連携した交通安全誘導
- (7) 住民等の避難誘導
- (8) 被災者の救出救助
- (9) 被留置者の避難
- (10) その他災害警備活動に必要な事項

第7 災害警備用物資の備蓄等

◆担当所属 会計課、警備課、警察署

担当所属長は、災害警備活動に必要な物資の調達が著しく困難な場合を想定し、食料、飲料水、燃料、電池その他の災害警備用物資及び感染防護資機材の適切な備蓄・管理及び調達体制の確立に努めるものとし、特に、即応部隊については、自活用として必要な日数分の食料、飲料水、非常用消耗品及び車両燃料が直ちに調達できる体制を確立しておくものとする。

第8 業務継続性の確保

◆担当所属 全所属

各所属長は、災害発生時の応急対策や優先度の高い業務の継続に必要となる人員や装備資機材等を的確に投入するため、業務継続計画を策定し、事前の準備体制及び事後の対処能力の強化を図るものとする。

なお、業務継続計画の内容について必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

第9 情報収集・連絡体制の整備

1 通信指令機能の確保

◆担当所属 通信指令課、地域課、警察署

- (1) 担当所属長は、大規模災害発生時には110番通報等の緊急通報や無線通信が急増し、通信指令に係る業務が一定期間著しく増加することが見込まれることから、通信指令要員を増強するなど、緊急時の補完体制を構築しておくものとする。
- (2) 担当所属長は、災害発生時に交番、駐在所、パトカー、白バイ、警察用航空機等の勤務員が直ちに情報収集に当たり、生活安全部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）の指示の下、通信指令課に情報が一元的に集約される体制の確立を図るものとする。

なお、災害発生時に移動局が一斉に通信を行うことにより無線が輻輳した場合には、通常時の呼出応答方式ではなく、通信指令課の許可を受けて通信を行

う宰領通話へ移行するものとする。

- (3) 通信指令課長は、災害対応マニュアル等を策定し、災害時の応急活動に備えるとともに、平素からヘリコプターテレビシステム(以下「ヘリテレ」という。)、交通流監視カメラ等の画像情報を収集・送信する資機材を積極的に活用するものとする。

2 警察航空隊の体制の確保

◆担当所属 警備課、会計課

- (1) 警備部警備課長(以下「警備課長」という。)は、災害発生時に応援派遣される警察用航空機の受入れ及び運用を円滑に行うための航空隊の体制を確保するとともに、広域運用マニュアルの見直しを図るなど、災害時の応急活動に備えるものとする。
- (2) 担当所属長は、災害発生時においても航空隊施設が継続して使用できるよう航空隊施設の耐震性の強化や停電時に必要となる電力量に見合う規模の発動発電機の確保等に努めるものとする。

3 ライフライン等からの情報収集体制等の整備

◆担当所属 警備課、生活安全企画課、地域課、警察署

- (1) 担当所属長は、災害発生時に被害の全体像を早期に把握するため、ライフライン(電話、電力、ガス、水道等の生活維持に不可欠な設備をいう。以下同じ。)及び報道機関から得るべき情報内容、担当者、非常時の連絡手段等について確認し、整備しておくとともに、これらとの協力体制を構築しておくものとする。
また、JR、タクシー等の交通機関、警備業者等から被害情報等が積極的に通報されるよう協力体制を構築しておくものとする。
- (2) 警察署、交番等においては、ファクシミリを利用して、ファクシミリネットワーク等地域の各種施設へ情報を伝達する手段を確立し、災害発生時に活用するものとする。

第10 情報通信の確保

1 通信の確保

◆担当所属 警備課、通信指令課、警察署

担当所属長は、情報通信部と緊密に連携し、次の事項を推進にて情報通信を確保するものとする。

- (1) 警察通信施設の整備状況、性能等の十分な把握及び無線中継所の機能維持方策の検討
- (2) 機動警察通信隊による実践的対応訓練の実施等による事案対処能力の強化
- (3) 災害発生時における衛星携帯電話等警察通信施設以外の通信手段の使用の検討
- (4) 警察施設等の新築、改築時等における通信機器等の設置スペースの確保並びに応急用通信機器等の設置方策及び搬送手段の確保

- (5) 耐震構造、免震構造の導入等による警察通信施設の耐震性の向上
- (6) 災害時の電力復旧や燃料の安定供給に資する関係事業者との連携
- (7) 長期停電時等における警察通信施設の機能維持のために協力すべき事項の検討
- (8) 情報通信システムの障害への具体的対応要領の作成及び訓練の実施

2 情報システムの機能の確保

◆担当所属 情報管理課、会計課、生活安全企画課、刑事企画課、交通企画課、公安課、警備課、警察署

(1) 耐震性の向上

担当所属長は、災害発生時においても情報システムの機能を確保するため、次の事項を推進するものとする。

- ア 耐震構造、免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上
- イ 停電時における機能確保のための非常用電源の確保

(2) 信頼性の向上

担当所属長は、災害発生後、情報システムの機能に障害が発生した場合において速やかにその機能を回復させるため、次の事項を推進するものとする。

- ア システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上
- イ 重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

第11 交通の確保に関する体制及び施設の整備

◆担当所属 交通規制課、会計課、交通企画課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署

1 交通管制施設及び交通管理体制の整備

担当所属長は、災害発生時の交通規制を円滑に行うため、次の事項を推進するものとする。

- (1) 信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管制施設について耐震性を確保するとともに、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図ること。
- (2) 支援協定等を締結している一般社団法人島根県警備業協会（以下「県警備業協会」という。）及び一般社団法人日本自動車連盟島根支部（以下「J A F 島根支部」という。）と、交通誘導の実施等応急対策業務に関し、協議及び訓練を行うこと。
- (3) 主要幹線道路に設置されている重要な信号機について、信号機電源付加装置の整備を推進すること。
- (4) 信号機電源付加装置が整備されていない信号機の滅灯対策として、可搬式発電機を推進するとともに、停電時に優先的に発電機を接続する信号機の選定及び操作マニュアルの作成・周知を行うこと。

2 緊急通行車両に係る確認手続等

担当所属長は、島根県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認を適切かつ円

滑に行うため、次の事項を推進するものとする。

- (1) 事前届出・確認制度の整備を図ること。
- (2) 公的機関に対し緊急通行車両事前届出制度の周知を図るとともに、民間事業者等との輸送協定の締結を促すこと。
- (3) 職員へ定期的に教養を行うこと。
- (4) 標章及び証明書の備蓄を図ること。

3 運転者のとるべき措置の周知徹底

担当所属長は、災害発生時における運転者のとるべき措置について、各種講習、会合等の機会を活用し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 車両を使用している場合

- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ウ 引き続き車両を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意すること。
- エ 車両を置いて避難するときは、なるべく車両を道路外の場所に移動すること。
- オ やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の措置をとった上で、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所を避け、道路の左側に寄せて駐車すること。
 - (ア) エンジンを切ること。
 - (イ) エンジンキーは付けたままにしておくこと。
 - (ウ) 窓を閉めておくこと。
 - (エ) ドアはロックしないこと。

(2) 車両を使用していない場合

- ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。
- イ 津波から避難するためやむを得ず車両を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物等に十分注意しながら運転すること。

(3) 車両が災対法に基づく交通規制による通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。ウにおいて同じ。）にある場合

- ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所に移動させること。
- イ 速やかに移動することが困難なときは、(1)のエ及びオの要領により車両を駐車して避難すること。
- ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車すること。

エ ウの場合において、警察官の指示に従わず、又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることができ、やむを得ない限度において、車両等を損壊することができること。

4 隣接・近接県警察との協力体制の確立

担当所属長は、大規模災害発生時の相互支援、広域交通規制等について、隣接・近接県警察と事前に協力体制を確立しておくものとする。

5 関係機関等との相互連携

担当所属長は、大規模災害発生時の緊急交通路等の道路機能を確保するため、道路管理者、防災関係機関・団体等との協力体制を確立しておくものとする。

また、交通規制を円滑に実施するため、大規模災害発生時に交通誘導の支援を要請する県警備業協会のほか、交通指導員との連携を強化するものとする。

第12 避難誘導の措置

◆担当所属 警備課、地域課、交通規制課、警察署

担当所属長は、災害発生時に地域住民等の避難誘導を適切に行うため、次の事項を推進するものとする。

1 避難場所等の周知徹底

平素の警察活動を通じて、地域住民等に対し、災害発生時の避難場所、避難経路、避難時の留意事項等について周知徹底を図ること。

2 避難行動要支援者等への対応

県、市町村等と緊密に連携しながら、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、避難行動要支援者（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。以下同じ。）及び避難行動要支援者には該当しないが災害時に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者等」という。）の実態把握等に努めること。この場合において、市町村から避難行動要支援者名簿（避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。以下同じ。）及び個別避難計画（避難行動要支援者について避難支援等を実施するために避難行動要支援者ごとに作成される計画）に記載し、又は記録された情報（以下「名簿等情報」という。）の提供を受けたときは、名簿等情報の漏えい防止等必要な措置を講じること。

3 広域的な避難者の受入れに関する調整

隣接・近接県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の広域的な避難者の受入れに関し、島根県防災会議等において必要な調整を行うこと。

4 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合の帰宅困難者の発生に備え、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について、自治体等と連携して

平素から積極的に広報するとともに、一時退避場所等の実態を把握し、帰宅困難者の避難誘導方法について検討すること。

第13 被留置者への対応

◆担当所属 総務課、会計課、警察署

担当所属長は、災害発生時における被留置者の避難・移送等を適切に行うため、次の事項を推進するものとする。

1 非常計画の策定

避難場所の設定、夜間・休日に被災した場合の護送体制の確保、通信手段が途絶した場合の連絡方法等について、あらかじめ非常計画を策定しておくこと。

2 装備資機材等の整備

ライフラインが途絶した場合を想定し、被留置者の食料や飲料水、簡易トイレ、防寒衣等のほか、衛星携帯電話等の通信資機材や避難時に使用できる車両等、被留置者の適切な処遇を確保するために必要な装備資機材の整備を図るとともに、医療体制及び護送体制の整備を図ること。

3 検察庁等との連携

災害発生時の被留置者の刑事施設（拘置所等）への移送手続等について、あらかじめ検察庁等と協議するなど、平素から連携を図ること。

第14 被災者等への情報伝達

◆担当所属 広報県民課、生活安全企画課、地域課、交通規制課、警備課、警察署

担当所属長は、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等、災害発生後の経過に応じて被災者に伝達すべき情報について、あらかじめ整理しておくとともに、住民からの問合せ等に対応できる体制を整備するものとする。

また、自主防犯組織等を通じた地域安全情報等の伝達のための体制の整備を図るとともに、必要に応じてパソコン、ファクシミリ、拡声器、車両等情報伝達機能の整備にも配慮するものとする。

第15 行方不明者^(注)相談への対応

◆担当所属 少年女性対策課、情報管理課、警察署

担当所属長は、災害発生時における多数の行方不明者の届出や相談に適切に対応するため、次の事項を推進するものとする。

1 体制の確立

行方不明者相談に対応する職員の確保、情報管理・データ入力等の処理体制を確立しておくとともに、臨時回線の増設を検討しておくこと。

2 行方不明者情報の精査及び市町村との連携

行方不明者の届出や相談内容の重複を排除する「名寄せ」や、住民基本台帳、避難者情報との突き合わせ等の精査を徹底するため、市町村との連絡体制を整備すること。

(注) ここにいう行方不明者とは、行方不明者発見活動に関する規則に規定する行方不明者であって、災害対策基本法に基づく行方不明者ではない。

第16 検視及び身元確認のための体制の整備

◆担当所属 捜査第一課、広報県民課、刑事企画課、鑑識課、警察署

担当所属長は、災害発生時における検視及び身元確認（以下「検視等」という。）を適切に行うため、次の事項を推進するものとする。

1 遺体の取扱い

(1) 検視等の場所の確保

県及び市町村と緊密に連携し、検視等の実施又は遺体安置のための場所として長期間使用することが可能な施設を複数指定しておくこと。

(2) 検案医との協力体制の確立

多数遺体の検視に必要な検案医確保のため、島根県医師会、歯科医師会等と緊密に連携するとともに、他府県からの医師等の受入れのための体制について事前に十分検討しておくこと。

(3) 県及び市町村への働き掛け

身元不明遺体や身元が判明しているものの遺族等の事情により引渡しが困難な遺体の埋火葬に関し、他の自治体との協力関係の構築について、県及び市町村に働き掛けること。

2 身元確認の方法

遺体の指紋、DNA型検査資料、歯牙情報等資料の多角的な採取方法、収集すべき物品、被災者への周知等について処理要領を作成すること。

第17 住民等の防災活動の促進

◆担当所属 警備課、警察署

担当所属長は、住民等の防災活動を促進するため、次の事項を推進するものとする。

1 防災訓練の実施

防災関係機関、住民等と一体的な災害警備活動を展開するため、県及び市町村が主催する総合防災訓練、自衛隊、海上保安庁その他の国の機関と連携した訓練並びに自主防犯・防災組織、民間企業、ボランティア団体、地域住民等と連携した訓練を計画的に実施すること。

また、訓練に当たっては、災害発生時に住民がとるべき行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の実践的な内容となるよう配慮すること。

2 各種講習会等を通じた防災知識の普及

平素から講習会、研修会等の場を通じ、地域住民等に対し大規模地震の危険性について実例を示しながら周知させるとともに、家庭での安全対策、家族間の連絡手段のほか、車両の運転時や避難場所での行動等、災害発生時にとるべき行動や防災知識の普及を図ること。

3 企業に対する防災意識の普及

企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的参加を呼び掛け、防災に関する助言等を行うこと。

第18 関係機関等との連携

1 連絡・協力体制の確立

◆担当所属 警備課、広報県民課、人材育成課、生活安全企画課、地域課、刑事企画課、捜査第一課、鑑識課、交通企画課、交通規制課、公安課、警察署

担当所属長は、平素から関係機関、事業者等と緊密に連携し、災害発生時における災害警備活動を円滑かつ効果的に実施するため、次に掲げる事項について相互に確認するとともに、支援協定の締結等連携に努めるものとする。

- (1) 情報の伝達に関すること。
- (2) 交通規制に関すること。
- (3) 住民及び避難行動要支援者等の避難誘導並びに帰宅困難者対策に関すること。
- (4) 負傷者の救出救助及び行方不明者の捜索に関すること。
- (5) 警戒区域の設定に関すること。
- (6) 混乱の防止措置に関すること。
- (7) 遺体の収容・検視場所の確保、身元確認等に関すること。
- (8) 県及び市町村災害対策本部への連絡員の派遣に関すること。
- (9) 警察災害派遣隊等支援部隊の集結・野営場所等の確保に関すること。
- (10) その他災害警備活動に必要な事項

2 各種団体等との協力体制の確立

◆担当所属 生活安全企画課、少年女性対策課、交通企画課、警備課、警察署

担当所属長は、大規模災害発生後に予想される食料品、衣類、建築資材等の生活関連物資や復興資材に対する略奪事犯その他混乱に乗じて敢行されるおそれのある犯罪を防止するため、平素から関係事業者で組織する団体、防犯団体、町内会等の民間組織との協力体制を確立しておくものとする。

第19 複合災害対策

◆担当所属 警備課、警察署

担当所属長は、常に複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それら

の影響が複合的に発生することにより被害が深刻化する災害をいう。)の発生を念頭に置き、様々な事態を想定した要員の参集、災害警備本部の立上げ等の図上・実動訓練を行うとともに、必要に応じて災害警備計画の見直しを図るものとする。

第20 重要施設の警戒

◆担当所属 警備課、生活安全企画課、地域課、刑事企画課、警察署

担当所属長は、大規模災害発生時において、あらかじめ警戒すべき重要施設を指定した上で、必要な警戒計画を策定するものとする。

第21 被災者の支援

1 大量の拾得物の取扱い

◆担当所属 会計課、生活安全企画課、警察署

担当所属長は、災害に伴って発生する大量の拾得物の取扱いを適切かつ円滑に行うため、次の事項を推進するものとする。

(1) 保管場所及び要員の確保

拾得物件の保管に必要な場所及び拾得物件の受理、遺失者への返還等の処理に要する要員の確保に努めること。

(2) 情報の共有体制の整備

各警察署における拾得物件の取扱状況に関する情報が速やかに共有できるよう、必要な体制を整備すること。

(3) 危険物等の取扱要領の整備

銃砲刀剣類（以下「銃砲等」という。）その他の禁制品や危険物が流出した場合の措置要領について整備すること。

2 運転免許証再交付手続の早期再開に向けた体制の整備

◆担当所属 運転免許課、情報管理課、警察署

担当所属長は、災害発生後、亡失・滅失した運転免許証の再交付手続を早期に再開させるため、次に掲げる事項を推進するものとする。

(1) 運転免許センター、警察署等が被災した場合に、臨時の受付窓口を設置するなど、被災者の利便を考慮した措置を講ずることができる体制を整備すること。

(2) 運転者管理システム、免許台帳ファイリングシステムのサーバ等に保存されている運転免許関連データを保護するため、耐震性等を考慮し、あらかじめ災害に強い施設を指定した上で分散保管すること。

第22 ボランティアの受入れのための環境の整備

◆担当所属 警備課、会計課、生活安全企画課、警察署

担当所属長は、被災後における各種犯罪・事故を未然に防止し、被災住民等の不安を除去するため、ボランティア組織と連携し、災害発生時のボランティア活動推進の組織づくりを行うとともに、必要な資機材の整備に努めるものとする。

第23 大規模災害警備対策に関する調査及び研究

◆担当所属 警備課、警務課、生活安全企画課、刑事企画課、交通企画課、公安課、警察署

担当所属長は、大規模災害発生時の災害警備活動を的確に行うため、次の事項について調査及び研究を進めるものとする。

- (1) 大規模災害に係る社会秩序の維持
- (2) 大規模災害に係る交通対策
- (3) 大規模災害に係る避難誘導対策
- (4) 地震予知に関する情報が発表された場合の警察措置
- (5) その他の大規模災害警備活動

第2節 警備体制

第1 警備体制の種別

島根県内（以下「県内」という。）で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の警備体制は次のとおりとする。警備体制の種別は、災害の態様、規模、被害状況等に応じ、警察本部長（以下「本部長」という。）が決定するものとする。

1 準備体制

- (1) 県内で震度3の地震が発生したとき。
- (2) 大雨、洪水、強風等の注意報が発表され、災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると認められるとき。
- (3) その他本部長が必要と認めたとき。

2 警戒体制

- (1) 県内で震度4の地震が発生したとき。
- (2) 大雨、洪水、暴風等の警報（波浪警報を除く、以下同じ）又は津波注意報が発表されるなど、県内で災害の発生が予想されるとき。
- (3) その他本部長が必要と認めたとき。

3 非常体制

(1) 甲号

ア 県内に特別警報（波浪警報を除く。特別警報に位置づけられている大津波警報、噴火警報（居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上）を含む）が発表されたとき。

イ 県内で震度5強以上の地震その他突発的な災害により、大規模な被害が発生したとき。

ウ 大雨、洪水、暴風等の警報が発表されるなど、県内で大規模な災害が発生するおそれがあるとき。

エ その他本部長が必要と認めたとき。

(2) 乙号

ア 県内で震度5弱の地震その他突発的な災害により、相当な被害が発生した

とき。

イ 大雨、洪水、暴風、津波等の警報が発表されるなど、県内で相当な災害が発生するおそれがあるとき。

ウ その他本部長が必要と認めたとき。

第2 災害警備本部等の設置

◆担当所属 全所属

本部長及び署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警備体制の種別等に応じ、次により警察本部及び警察署に災害警備本部及び災害警備連絡室を設置し、指揮体制を確立するものとする。

1 警察本部

(1) 甲号災害警備本部

本部長は、非常体制（甲号）下においては、大会議室又は総合指揮室に甲号災害警備本部を設置するものとし、その編成は、別表第2のとおりとする。

各所属長は、人事異動後速やかに甲号災害警備本部要員の指定を行うとともに、長期間の対応に備え、交代要員の指定も配慮すること。

(2) 乙号災害警備本部

本部長は、非常体制（乙号）下においては、総合指揮室又は警備課に乙号災害警備本部を設置するものとし、その編成は、別表第3のとおりとする。

(3) 災害警備連絡室

本部長は、警戒体制下にあるとき、又は準備体制下において必要があると認めるときは、警備課に災害警備連絡室（以下「警備連絡室」という。）を設置するものとし、その編成は、別表第4のとおりとする。

2 警察署

(1) 災害警備本部

署長は、管轄地域又は隣接警察署の管轄地域が非常体制下にあるとき、警察署災害警備本部（以下「署警備本部」という。）を設置するものとし、その編成は警察本部に準じて署長が定めるものとする。

(2) 警備連絡室

署長は、管轄地域が警戒体制下にあるとき、又は準備体制下にあり必要があると認めるときは、警察署警備連絡室を設置するものとし、その編成は警察本部に準じて署長が定めるものとする。

また、県内が非常体制（甲号）下にあるときについても、同様に警察署警備連絡室を設置するものとする。

3 他の都道府県において大規模災害が発生した場合の措置

(1) 本部長は、他の都道府県において次に掲げる地震が発生し、警察災害派遣隊の派遣による支援活動が予想される場合には、警備課に警備連絡室を設置し、迅速な部隊派遣に備えるものとする。

ア 東京23区内で震度5強以上の地震が発生したとき。

イ 東京23区外の地域及び他の道府県において震度6弱以上の地震が発生したとき。

ウ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき。

- (2) 本部長は、他の都道府県において前号に掲げる大規模な地震が発生し、警察災害派遣隊等の派遣による支援活動が必要と認める場合には、警察本部内に災害規模に応じた災害警備本部を設置し、被災地への各種支援活動を迅速に行うものとする。

なお、同時に県内で災害による被害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、本県における災害警備活動の必要性を考慮し、部隊派遣の可否を検討する。

第3 現地指揮所の設置

◆担当所属 警備課、機動隊、公安課、外事課、警察署

本部長は、大規模災害が発生した場合は、効果的な災害警備活動を実施するため、必要に応じ、警察署以外の場所に現地指揮所を設置し、指揮体制を強化するものとする。

第4 指揮支援班の派遣

◆担当所属 警備課、機動隊、公安課、外事課、警察署

本部長及び署長は、効果的な部隊投入の決定等に資するため、次の任務を行わせるべく、必要に応じ、現地指揮所ごとに指揮支援班を編成し、派遣するものとする。

1 編成基準

指揮支援班の編成基準は、別表第5のとおりとする。

なお、複数の現地指揮所を設置するなど、自県において指揮支援班の人員確保が困難な場合は、警察庁等に対して速やかに指揮支援班の援助要請を行うものとする。

2 任務

(1) 被災情報の収集・分析

被災地における救出・救助活動等に資するため、被災状況、道路状況等の部隊活動に必要な情報を収集・分析すること。

(2) 部隊の選定及び部隊活動計画の策定

(1)を踏まえ、部隊装備・技術等を勘案しながら部隊を選定し、部隊活動計画を策定すること。また、その際は(4)の関係機関との連携・調整について留意すること。

(3) 部隊活動の報告・記録

本部長に対する迅速な報告を徹底するとともに、確実な記録化に努めること。

(4) 関係機関との連携・調整

被災現場の直近で活動するという特殊性を踏まえ、被災情報、部隊の配置場所等に関し、消防、自衛隊等と必要な連携・調整に努めること。

第5 災害対応支援チーム（以下「S-SUT」という。）の派遣

警備部長は、県内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要に応じ被災地を管轄する警察署警備本部にS-SUTの派遣を決定することができる。S-SUTの編成基準及び任務については別に定める。

第6 災害警備本部会議の開催

本部長は、甲号災害警備本部が設置された場合には、災害警備本部会議を開催し、災害警備活動に関する基本的事項について協議するものとする。

1 会議の編成

災害警備本部会議は、本部長、副本部長、各幕僚及び本部長が指名する者をもって構成する。

2 指揮体制の強化

本部長は、被害の状況を考慮し、必要と認めるときは、署警備本部に幕僚等を派遣するものとする。

3 災害警備本部の解散

災害警備本部の解散は、本部長が被災後の治安情勢、復旧状況等を考慮し、その都度区域を指定して指示するものとする。

第7 警備部隊の編成及び運用

◆担当所属 警備課、広報県民課、会計課、人材育成課、厚生課、生活安全企画課、地域課、捜査第一課、鑑識課、交通指導課、公安課、外事課、機動隊、警察署

本部長及び署長は、非常体制下における災害警備活動を効果的に行うため、次により警備部隊を編成、運用するものとする。

1 警備部隊の編成

(1) 本部直轄部隊

本部長は、被災地での部隊活動が必要と認めるときは、本部直轄部隊を編成し、被災地を管轄する警察署に派遣するものとする。

なお、本部直轄部隊の編成基準は、別表第6のとおりとし、各所属の動員数は、災害の規模に応じて本部長が決定するものとする。

(2) 警察署警備部隊

署長は、本部直轄部隊に準じて災害情報の収集、避難誘導、救出救助、交通規制等の任務に当たる警察署警備部隊（以下「署警備部隊」という。）を編成し、迅速な現場活動を行うものとする。

なお、交通の途絶等により参集した他所属員については、一時的に署長の指

揮下に入れ、状況により派遣部隊に帯同させるなどして、所属部署へ輸送するものとする。

2 部隊の運用

(1) 運用

ア 本部直轄部隊

(ア) 本部長は、非常体制下においては、状況に応じ即応部隊を派遣するものとし、被害状況を考慮し、長期にわたり災害警備活動が必要と認めるときは、速やかに一般部隊を派遣するものとする。この場合において、本部直轄部隊は、派遣先署長又は指揮支援班長の指揮下に入り、災害警備活動に従事するものとする。

(イ) 災害現場における広報が必要と認められるときは、現場広報隊を派遣部隊に帯同し、災害警備活動に関する積極的かつ効果的な広報に当たらせるものとする。

(ウ) 警察災害派遣隊等県外からの支援部隊については、被害が甚大な地域など災害警備活動を重点的に行う地域に投入するものとする。

イ 署警備部隊

署長は、非常体制下においては、直ちに災害情報の収集、避難誘導、救出救助、交通規制、火災による被害拡大防止等の活動を行うとともに、必要に応じて本部長に本部直轄部隊の応援を要請するものとする。

(2) 部隊運用上の留意事項

ア 災害発生直後は、通信の途絶により被害実態の把握が極めて困難となることから、あらゆる手段により被災状況・程度、二次被害の危険性、交通要点の状況等を収集・分析し、適切な運用に努めること。

イ 長期間の警備活動が予想される場合は、必要に応じて勤務変更や部隊の編成替えを行うなど、弾力性のある部隊編成を行うこと。

ウ 各部隊の指揮官は、責任者を指定して活動状況を記録させ、任務終了後、本部長に報告すること。

エ 管内に被害が発生していない警察署にあつては、速やかに必要な部隊を編成し、応援出動に備えること。

オ 出動に当たっては、道路障害、交通渋滞その他の災害情報を事前に把握するなどして、確実に目的地へ到着できるよう、より安全かつ迅速な派遣ルートを選定すること。

カ 部隊の指揮官は、派遣先へ到着するまでに1時間以上を要する場合には、おおむね1時間に1回程度、本部長に現在地及び現在までに判明した被災状況を報告の上、別命の有無を確認すること。

第8 職員の招集・自主参集体制

◆担当所属 警備課、警務課、通信指令課、情報管理課、当直、警察署

1 招集

- (1) 本部長及び署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、職員を招集する必要があるときは、非常招集に関する訓令（昭和38年島根県警察訓令第5号）及び本計画に基づき各警察署が定める署警備計画により、職員を招集するものとする。
- (2) 担当所属長は、災害の発生による電話回線の不通及び発信規制に備え、携帯電話の電子メールや伝言ダイヤルの活用など、複数の連絡手段の確保に努めるものとする。

また、職員は、平素から家族との間で、具体的な安否確認の方法について検討しておくこと。

2 自主参集の基準

職員は、次の場合においては、招集を待たずに速やかに参集するものとする。

- (1) 県内で非常体制（甲号）事象が発生した場合

甲号災害警備本部要員は、大会議室、総合指揮室又は自所属に参集すること。

直轄部隊員（即応部隊）は、自所属に参集し、被災地を管轄する警察署への派遣に備えて、資機材や車両等の準備を行った上、待機するものとする。

なお、県内で震度5強以上の地震が発生し、又は大津波警報が発表された場合には、警察本部内所属の職員は、執務時間の内外を問わず、参集場所が指定されている職員を除いて原則として自所属に参集するものとする。ただし、次に掲げる者は、次により参集するものとする。

ア 交通途絶で自所属に参集できない職員（警察本部及び警察署の災害警備本部要員・警備部隊要員その他所属長の指定する職員を除く。）

最寄りの警察署、警察本部分庁舎のほか、あらかじめ指定された警察施設に参集すること。

イ 平素の勤務場所が松江市外の警察本部内所属職員

参集の必要性を所属長に確認し指示を仰ぐこと。

- (2) 県内で非常体制（乙号）事象が発生した場合

乙号災害警備本部要員は、総合指揮室、警備課又は自所属に参集するものとする。

直轄部隊員（即応部隊）は、自所属に参集し、被災地を管轄する警察署への派遣に備えて、資機材や車両等の準備を行った上、待機するものとする。

- (3) 県内で警戒体制事象が発生した場合

警備連絡室要員は、警備課に参集するものとする。

- (4) 他の都府県において大規模災害が発生した場合

島根県警察災害派遣隊（即応部隊）に指定されている職員は、平素から県外派遣を見据えて準備を整えておくとともに、下記事案が発生したことを認知した場合には、招集を待つことなく自所属に参集すること。

ア 東京23区内で震度5強以上の地震が発生したとき。

イ 中国四国管区内及び隣接する管区内において、震度6弱以上の地震が発生したとき。

ウ その他中国四国管区内及び隣接する管区内において、多数の死傷者、行方不明者を伴う大規模災害が発生したとき。

(5) 警察署における参集基準

警察本部における参集基準に準じて署長が定めるものとする。

3 参集時の服装、携行品及び参集手段

(1) 服装及び携行品

ア 服装は、災害警備活動に適した私服とする。

イ 現金、下着、洗面具、筆記具、照明具、軍手、雨衣等当面の活動に必要な最小限の物を携行すること。

(2) 参集手段

参集の手段は、徒歩、自転車、バイクを利用することを基本とする。

(3) 参集時の留意事項

ア 道路や橋の損壊及び冠水、法面の崩壊、土砂崩れ等を想定し、事前に、市町村が発行しているハザードマップ等を活用し、複数の参集経路・方法を検討しておくこと。

イ 参集に1時間以上を要する場合には、可能な限りおおむね1時間ごとに現在地、周囲の状況等を自所属へ連絡すること。

ウ 参集職員の把握は、警察本部にあっては各所属において、警察署にあっては署情に合わせ行うとともに、直ちに部隊編成等ができるよう、警備本部要員、警備部隊要員等あらかじめ指定された任務別に区別して把握すること。

エ 参集経路、所要時間、参集途中で把握した被害状況等は、参集後速やかに別に定める様式により所属長へ報告すること。ただし、特に急を要する事項を把握した場合は、その都度110番等の方法により災害警備本部へ速報すること。

(4) 幹部職員の搬送

災害警備本部の指揮体制を早急に構築するためには、警備本部長、幕僚等の早期参集が必要であることから、幹部職員の居住実態を踏まえ、緊急時における幹部職員の搬送手段を確保しておくこと。

4 被災職員の対応要領

職員又は家族が被災した場合の対応は、次のとおりとする。

(1) 自ら負傷し、入院等の救護措置を要する場合

医師の指示に従い、入院等の救護を受ける。

なお、比較的軽傷で活動可能な者は、応急手当等を受けた後に参集する。

(2) 家族に死傷者が出た場合

ア 死亡又は重傷の場合は、参集することなく必要な措置に当たる。

イ 比較的軽傷の場合は、応急救護、避難等の措置を講じた後に参集する。

(3) 家屋のみ被災した場合

家族を安全な場所に避難させ、火災、盗難等の予防措置を講じた後に参集する。

第3節 大規模地震発生時の措置

第1 警備体制

◆担当所属 警備課

本部長は、大規模地震が発生したときは、本計画に定める必要な警備体制をとるものとする。

第2 職員の招集・参集

◆担当所属 警備課、通信指令課、当直、警察署

本部長は、大規模地震の発生後、直ちに必要な職員を招集して災害警備本部を設置するものとする。この場合において、各所属長は、別に指示するまで30分ごとに所属職員の安否、参集の可否について確認の上、別に定める様式により、災害警備本部に報告すること。

第3 警察庁等への速報

◆担当所属 通信指令課、警備課

通信指令課長は、県内で震度5強以上の地震が発生したときは、直ちに事案の把握に最も適する県内無線通信系を警察庁及び中国四国管区警察局（以下「警察庁等」という。）の事案対策通信装置用無線モニタ設定端末に接続するとともに、事案概要を速報するものとする。

なお、その後の被害状況等の報告は、逐次行うこと。

第4 災害警備本部の設置

◆担当所属 警備課、会計課、情報管理課、警務課、警察署

1 警察本部

警察本部大会議室又は総合指揮室に設置する。ただし、警察本部庁舎が被災し、使用できないときは、あらかじめ指定した代替施設に設置するものとする。この場合において、担当所属長等は、速やかに災害警備本部の運営に必要な要員の確保、装備等の準備を行うこと。

2 警察署

庁舎及び管内の被害状況並びに有線・無線による連絡方法等を考慮して、活動に最も適した場所に設置する。ただし、庁舎が被災し、使用できないときは、あらかじめ指定した代替施設に設置するものとする。

第5 現地指揮所の設置

◆担当所属 警備課、機動隊、公安課、外事課、警察署、

大規模地震が発生した場合は、効果的な災害警備活動を実施するため、必要に応じ、警察署以外の場所に現地指揮所を設置するものとする。この場合において、担当所属長等は、速やかに現地指揮所の設置に必要な要員の確保、装備等の準備を行うこと。

第6 庁舎防護及び来庁者に対する措置

◆担当所属 全所属、当直

1 庁舎防護

各所属長及び当直責任者は、次により庁舎防護措置を講ずるものとする。

- (1) 庁舎内の被災状況を点検するとともに、漏電、ガス漏れ、水道管の破裂等を発見した場合は、必要な応急措置を講ずること。
- (2) 拳銃及び実包の保管場所、危険物貯蔵場所その他爆発又は出火のおそれがある場所の防災措置を講ずること。
- (3) 交番、駐在所等においては、拳銃、備付簿冊等の盗難又は焼失の防止措置を講ずること。
- (4) 非常持ち出し物品の搬出、その他の必要な措置を講ずること。
- (5) 車両等装備資機材を迅速に安全な場所へ移動・搬出すること。
- (6) 夜間は、照明用具を確保するほか、発動発電機等非常用電源による送電を準備すること。この場合、通電による火災の発生防止に配慮すること。
- (7) 庁舎の復旧・整備は、警察活動の緊急性を考慮して優先度を定めて行うこと。
- (8) 警察本部庁舎以外の施設にあっては、庁舎及びその周辺の被害状況を報告させること。

なお、通信手段が途絶したときは、連絡員を派遣するなど、必要な手段を用いて報告させること。

2 来庁者に対する措置

来庁者に対する注意喚起、安全な場所への避難誘導を行うとともに、負傷者がある場合には、必要な応急救護措置を講ずること。

第7 被留置者の取扱い

◆担当所属 総務課、警察署

1 被留置者の救出救護

留置担当官は、庁舎の損壊、火災の発生等による被留置者の死傷事案が発生し、又はその危険が切迫している場合には、直ちに被留置者の救出救助活動を実施するものとする。

2 被留置者の不安除去

留置担当官は、被留置者に対し適宜地震情報を知らせるとともに、危険が切迫した場合の避難措置等を教示することにより、被留置者の不安感を除去し、留置場内の混乱防止に努めるものとする。

3 避難のための護送準備

署長は、被留置者の避難のための護送が予想される場合には、次により事前準備を行うものとする。

- (1) 被留置者1人に対して原則として留置担当官2人以上の監視体制がとられるよう留置担当官を増員するとともに、状況により腰縄及び手錠を施し、留置施設内に待機させること。
- (2) 留置施設出入口、非常口及び留置室の扉を速やかに開扉できるよう、留置担当官を配置すること。
- (3) 幹部を責任者に指定し、無線機を携行させるとともに、必要な車両及び運転者を確保すること。

4 避難のための護送措置

署長は、被災状況等から被留置者の避難のため護送を必要と認めたときは、あらかじめ指定された避難場所へ速やかに護送するものとする。

この場合において、署長は、被留置者の人数、避難場所の状況等を考慮し、必要に応じて留置担当官を増強配置するものとする。

5 解放措置

署長は、被災状況等を考慮し、被留置者を避難のため護送するいとまがなく、又は避難のため護送をしても危険を防ぐことができないと認められるときは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第215条の規定に基づき、次により被留置者を解放するものとする。

- (1) 避難を必要とする状況がなくなった後速やかに、留置施設又は指定した場所に出頭するよう告知するとともに、出頭しない場合は、同法違反が成立する旨を告げた上で解放すること。
- (2) (1)に規定する告知の際には、「避難を必要とする状況がなくなった後速やかに」の趣旨について具体的に説明すること。

6 委託留置

署長は、警察署の崩壊、焼失等によって被留置者を留置することができないと認める場合は、送致前の被留置者については最寄りの警察署に委託留置するものとし、その他の被留置者については検察庁に連絡の上、留置先を調整するものとする。

なお、委託留置先及び人員については、警察本部と調整を行うこととし、警察本部との通信が途絶している場合は、警察署間で調整を行い、事後に本部長に報告すること。

7 報告・連絡

- (1) 署長は、被留置者の避難のための護送又は解放を行うときは、事前に本部長の指揮を受けるものとする。ただし、指揮を受けるいとまのないときは、当該措置をとった後、速やかに措置内容を本部長に報告すること。
- (2) 留置施設に代替収容されている被疑者、被告人の避難のための護送又は解放

については、原則として事前に検察庁、裁判所等に連絡するものとする。

第8 援助要請

◆担当所属 警備課、会計課、警務課

1 即応部隊の援助要請等

本部長は、災害の規模が大きく、自県の警備力のみでは対処できない場合は、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定に基づき、次の事項を明示し、警察庁等に対し速やかに警察災害派遣隊（即応部隊）及び装備資機材の援助要請を行うものとする。

- (1) 援助を必要とする理由
- (2) 援助を必要とする人員、装備資機材、服装、携行品、帯同車両・航空機等
- (3) 援助部隊の派遣期間、場所及び任務
- (4) 経路、集結場所及び給油場所
- (5) その他必要と認められる事項

2 警察庁災害対策指揮支援チーム（以下「D－SUT」という。）の援助要請

本部長は、自県において指揮支援班の要員確保が困難な場合は、警察庁等に対して速やかにD－SUTの援助要請を行うものとする。

3 一般部隊の援助要請

本部長は、災害への対応が長期間にわたると認める場合は、警察庁等に対し速やかに警察災害派遣隊（一般部隊）の援助要請を行うものとする。

第9 受援体制の確保

◆担当所属 警備課、会計課、警務課、人材育成課、警察学校、警察署

本部長は、警察災害派遣隊等の受入れを円滑に行うため、支援対策部隊を派遣部隊の規模・任務等に応じて配置するとともに、次の任務に当たらせるものとする。

- 1 担当部隊の到着日時・場所、帯同車両、誘導コース、配置場所、任務等を確認し、警察災害派遣隊等の指揮官を適切に補佐すること。
- 2 担当部隊とあらかじめ定めた場所で合流し、配置場所、宿泊施設等への誘導その他受入れに伴う連絡に当たること。
- 3 警察災害派遣隊等の規模・種別、入県経路、活動区域、二次災害の危険性、被災地の住民感情等に十分配慮し、部隊の集結場所及び宿舎・野営場所を選定すること。

なお、部隊の規模等から警察施設だけで対応できない場合は、公共施設の借上げ、民間施設の確保等により対応すること。

- 4 警備本部と応援部隊との間の報告連絡に当たること。

第10 通信の確保

◆担当所属 情報管理課、会計課、通信指令課、警察署

担当所属長は、情報通信部と緊密に連携し、通信施設の被災状況に応じて、次により速やかに必要な対策を講ずるものとする。

- 1 警察庁、中国四国管区警察局及び各警察署に対する有線通話の回線試験を実施し、障害状況を把握すること。
- 2 県内1・2系及び共通系により各無線電話局の呼出試験を実施し、障害状況等の機能チェックを行うこと。
- 3 応急通信資機材を設置し、必要な通信を確保すること。
- 4 通信統制を行い、有線・無線ともに震災関連の通話を優先すること。
- 5 警察本部通信指令室の機能が停止した場合は、次の措置を講ずること。

(1) 代行通信統制局の指定

松江又は出雲警察署を代行通信統制局として指定し、通信指令業務を代行させること。

(2) 警察庁等への支援要請

警察庁等に対し、代替通信機器により必要な機器、要員等の支援要請を行うこと。

(3) 他機関への要請

ア 通信事業者への要請

110番通報迂回措置、衛星・迂回回線確保、障害回線の早期復旧及び警察本部と警察署との間の臨時専用回線の設置について要請すること。

イ 電力会社への要請

応急予備電源の確保及び停電の早期復旧について要請すること。

(4) 応急通信資機材の設置

ア 災害警備本部、臨時通信指令室に応急県内系無線機を開設すること。

イ 衛星通信車の受援により警察電話及び映像回線を確保すること。

ウ 応急電源車の受援により、電源が喪失した施設の電源を確保すること。

6 警察署の通信機能が停止した場合は、次の措置を講ずること。

(1) 県内系無線回線の確保

車載及び高出力携帯無線機により、県内系無線回線を確保すること。

(2) 警察署臨時設備の設置

ア 衛星通信設備等により、警察本部と警察署との間の警察電話回線を確保すること。

イ ファクシミリ等必要な通信機器を警察署へ配置すること。

ウ 高出力携帯無線機を配置し、通信系を確保すること。

第11 県災害対策本部等への連絡員の派遣

◆担当所属 警備課、警察署

本部長及び署長は、県・市町村災害対策本部等との連携及び協力体制を整えるため、速やかに連絡員として、県には原則として警視の階級にある職員を、市町村に

は巡査部長以上の階級にある職員を、それぞれ派遣するものとする。この場合において、当該職員に対し、携帯無線機その他必要な資機材を携行させるものとする。

第12 情報の収集・連絡

◆担当所属 警備課、公安課、外事課、地域課、通信指令課、警察署

1 被害状況の把握及び報告

署長は、災害発生直後において警察署員の五感に基づく被害規模に関する情報（以下「生の声情報」という。）を別に定める様式により速報するほか、次に掲げる事項について速やかに情報収集を行い、警察措置及び応援の必要性の有無と共に本部長に報告するものとする。

(1) 初期段階の把握事項

- ア 死傷者、行方不明者等の状況
- イ 警察施設の被害状況
- ウ 家屋、ビル等の倒壊状況
- エ 火災の発生状況
- オ 主要道路・橋梁の損壊状況
- カ ライフライン、JR等交通機関の被害状況
- キ 津波の到達状況
- ク 重要施設の被害状況
- ケ 災害の拡大状況及び見通し
- コ 住民の避難状況
- サ 救出救助の実施状況
- シ その他必要と認められる事項

(2) その後の段階の把握事項

- ア 人的・物的被害状況
- イ 警備部隊の配置及び運用状況
- ウ 行方不明者の捜索実施状況
- エ 交通規制の実施状況
- オ ライフライン等の復旧状況及び見通し
- カ 関係機関の行った救助対策
- キ 被災者の動向
- ク 治安状況
- ケ 流言飛語の状況
- コ 火災の原因及び被害拡大の要因
- サ その他必要と認められる事項

(3) 情報収集上の留意事項

情報収集に当たっては、参集者からの目撃情報を集約するとともに、各部隊員に対しては、収集事項及び収集要領を具体的に示して行うほか、情報収集

部隊の私服運用も併せて考慮すること。

なお、大規模災害発生時には、あらかじめ公務使用申請された個人所有の携帯電話機等を活用し、被災状況を把握することができる画像情報を災害警備本部に送信すること。

また、県・市町村等の関係機関、ライフライン等関連事業者、警備業者、警察協力者（団体）等と緊密に連絡体制を確立するなど、必要な情報を円滑に入手できる措置をとること。

(4) 報告要領

ア 初期段階の報告

「生の声情報」のほか、電話、無線等所要の手段により直ちに発生した旨の速報を行うとともに、管内の被災概要について、第一報を発生後可及的速やかに、続報は適時に報告すること。

イ その後の報告

初期段階の報告後、新たに把握した事項については、別に定める様式により報告すること。

ウ 災害復旧状況等の報告

各部隊の配置及び運用状況、交通規制の実施状況、ライフラインの復旧見通し、避難所・避難住民の状況、被災地の治安状況等について、状況が判明した都度、電話、無線等所要の手段により報告すること。

2 警察庁等への報告等

本部長は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、次により警察庁等その他関係機関に速やかに報告・連絡するものとする。

また、二次災害の状況についても同様とする。

- (1) 署警備本部等から報告される死傷者、倒壊家屋数等や被災地から報告される人的・物的被害の情報を総合的に判断し、被害状況の概要（例「〇〇市内ではおよそ〇人が建物の下敷きになっている模様」）を報告すること。
- (2) 警備指揮を的確に行うため、夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、警察用航空機による上空からの被害情報の収集を行うとともに、ヘリテレ、交通流監視カメラ等の画像情報を送信すること。

なお、被害映像情報等の交換に関する協定に基づき、必要によりヘリテレ映像を県災害対策本部に送信するものとする。

- (3) 警察庁等への報告に当たり、事案対策通信装置を活用すること。

第13 救出救助活動等

◆担当所属 警備課、機動隊、警察署

1 本部直轄部隊の派遣

本部長は、把握した被害状況に基づき、直ちに本部直轄部隊を編成し、被災地に出動させるものとする。とりわけ、高層建築物、高速道路、地下道等において

被害が発生した場合には、高度な救出救助能力を有する広域緊急援助隊員を中心に編成した即応部隊を迅速に投入するものとする。この場合において、災害発生当初の72時間が救出救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、当該時間帯に人員、資機材等を重点的に配分するものとする。

なお、多数の行方不明者を捜索するため必要があると認めるときは、捜索活動を行う部隊の増強について速やかに調整を行うものとする。

2 警察署における救出救助活動等

(1) 署長は、直ちに署警備部隊を編成するとともに、管轄区域内の被災状況等を踏まえながら署警備部隊・本部直轄部隊の担当区域を決定した上で、救出救助活動を行うものとする。

また、消防、自衛隊等関係機関と連携し、捜索活動等の現場活動が円滑に行われるように調整するものとする。

(2) 救出者が負傷している場合は、応急処置を施した後、現場の救護機関に引き継ぐこと。この場合において、警察官自らが病院等へ収容したときは、救護の日時・場所、負傷者の性別・住所・氏名・年齢（身元不明者については性別、人相、着衣、特徴等）、収容先、担当警察官の氏名等を記録し、経過を明らかにしておくこと。

3 関係機関との協力・調整

本部長は、必要に応じて、消防、海上保安庁及び自衛隊と合同調整所を設置し、警察庁からD－SUTが派遣された場合にはその支援を受けつつ、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、それぞれの部隊間の情報共有及び活動区域や任務の調整等を行うとともに、必要に応じて部隊間の相互協力を行うものとする。また、災害現場で活動する緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）や災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

4 航空機の運用調整等

本部長は、航空機を最も有効適切に活用するため島根県災害対策本部内に設置されている航空運用調整所に参画し、警察庁からD－SUTが派遣された場合にはその支援を受けつつ、消防、海上保安庁、自衛隊等の各機関と航空機の活動区域や任務の調整等を行うものとする。

第14 避難誘導等

◆担当所属 警備課、地域課、交通規制課、警察署

1 警察本部の措置

本部長は、被害状況に応じて、あらかじめ指定された避難場所及び避難路の利用の可否を総合的に判断し、署警備本部及び関係機関に必要な指示・連絡を行うものとする。この場合において、県外への避難等広域避難の必要性が認められるときは、避難経路、避難場所の調整等のため、関係県警察と連携するものとする。

2 警察署の措置

署長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係市町村長等と連携し、必要に応じて次により住民の避難のための立退き又は緊急安全確保を指示するものとする。

(1) 避難指示等

ア 火災、津波、山（崖）崩れ等の危険から住民を保護し、その拡大を防止するため、特に必要があると認める場合において、市町村長が住民避難のための立退き若しくは緊急安全確保を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、災対法第61条第1項の規定に基づき、必要と認める地域の住民に対し適切に避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うこと。

なお、上記の指示を行った場合は、直ちに市町村長に対し指示を行った日時、対象、避難先等を通知すること。

イ 広域にわたって被害の発生が予想される場合には、避難指示を行う前であっても、関係市町村長と協議の上、避難行動要支援者等に対しあらかじめ指定する避難場所又は安全な地域へ避難するよう指導すること。

ウ 特に急速を要する場合においては、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条第1項の規定に基づき、危害防止のため通常必要と認められる措置を執ることを命じ、又は自らその措置を執ること。

(2) 避難誘導方法

ア 避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難上の留意事項等について積極的な現場広報を行い、避難時の事故防止に努めるとともに、効率的な部隊配置により交通の安全を確保すること。

イ 管内に安全な避難場所がないとき、又は避難場所に収容しきれないと認められるときは、関係署長と連携し、他署管内の適切な場所に避難誘導すること。

ウ 避難場所においては、常に災害情報や周囲の状況等に注意するとともに、二次災害のおそれのある場合は、速やかに避難場所を変更するなど、適切な措置を講ずること。

エ 病院、学校、大規模商業施設、駅その他の多数人が集合する場所においては、施設管理者による主体的な避難を原則とするが、病院及び学校など避難行動要支援者等が所在する施設に対しては、災害の規模、態様等に応じて必要な部隊を派遣し、施設管理者等と協力して安全な場所へ適切に誘導を行うこと。

オ 被害の拡大防止と災害応急対策のため、自動車による避難は病人の搬送等特別の場合を除いて原則として禁止するとともに、避難時の携行品は、貴重品、照明具、食料等の応急必需品にとどめるよう指導すること。

カ 警察署に一時的に受け入れた避難住民は、市町村等の避難所が整備された

段階で当該施設に適切に誘導すること。

キ 立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合には、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を考慮すること。

(3) 一般的留意事項

ア 関係市町村長、消防、自衛隊その他の関係機関と連携・協力するとともに、状況に応じて必要な措置を積極的に要請するなど円滑な活動を展開すること。

イ 町内会、自治会、職場等の単位による集団避難を原則とし、自治会役員等の地域のリーダーを責任者に指定し、統制ある行動を取らせるとともに、ロープ、照明具等の資機材を有効に活用すること。

ウ 沿岸部にあつては、常に津波情報に注意し、津波警報が発表された場合は、津波の到着予想時刻・規模、海拔、潮位、海岸からの距離、海岸線の形状等を考慮すること。

エ 河川周辺での堤防の亀裂、決壊等に注意すること。

(4) 避難の指示に従わない者に対する措置

自主的に避難するよう説得を尽くしても避難の指示に従わず、かつ、避難させなければその者の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、その事態が切迫している場合には、警察官職務執行法第4条第1項の規定による避難の措置を講ずるとともに、速やかに署長に対してその状況を報告すること。

(5) 避難誘導後の措置

ア 負傷者等の実態を把握し、救護機関に連絡の上、救護の措置を講ずること。

イ 避難者の地区別概数を把握すること。

ウ 避難場所に必要な警察官等を配置、又は臨時警察官詰所等を設置するなどして、市町村職員及び町内会又は職員団体の責任者等と連携し、避難場所の秩序維持に当たること。

エ 避難場所における犯罪の予防・取締りに当たること。

第15 警戒区域の設定

◆担当所属 警備課、地域課、警察署

署長は、災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合は、関係市町村等と連携の上、必要に応じて次により警戒区域を設定し、当該区域への関係者以外の立入りを制限、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

1 警戒区域の設定要領

(1) 災害による建物の倒壊・火災・爆発、毒劇物・放射性物質の流出、漏えい等住民の生命・身体に対する危険な事態が切迫している場合において、市町村長又はその委任を受けた者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災対法第63条第2項の規定に基づき、警戒区域を設定し、必要な措

置を講ずること。

なお、上記の措置を講じた場合は、直ちに市町村長に設定した日時・区域等を通知すること。

- (2) 警戒区域は、可能な限り広範囲に設定し、所要の警戒員を配置するとともに、積極的な現場広報に努めること。
 - (3) ロープ、規制標識、立て看板等により、警戒区域であることを明示すること。
- 2 市町村との協力
- 市町村長又はその委任を受けた者が警戒区域を設定した場合は、これに伴う措置に協力し、被害の拡大防止に努めること。

第16 二次災害の防止

◆担当所属 警備課、地域課、警察署

署長は、二次災害を防止するため、住宅街を中心に区域を定めて危険箇所の調査を実施するものとする。この場合において、署長は、把握した危険箇所を市町村災害対策本部等に通報し、状況により避難指示等の発令を促すこと。

第17 緊急交通路の確保

◆担当所属 交通規制課、交通企画課、交通指導課、交通機動隊、高速道路
交通警察隊、警察署

本部長及び署長は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握し、次により緊急交通路を確保するものとする。

- 1 交通規制の実施
 - (1) 災害応急対策を迅速かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、人命の安全、被害の拡大防止等に十分配慮した上で、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たること。
 - (2) 被災地への流入車両等を抑制するため必要があると認めるときは、被災地域周辺の都道府県警察と連携し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施すること。
 - (3) (1)及び(2)で実施した交通規制について、災害発生時の被災地の状況等に応じ、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行うこと。
- 2 緊急通行車両の輸送対象
緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。
 - (1) 第1段階
 - ア 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資

- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ウ 政府災害対策要員及び地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス、水道等の施設の保安要員等初期段階の災害応急対策に必要な人員及びこれに伴い必要な物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア (1)に規定する人員、物資等
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 被災地外へ輸送する傷病者及び被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア (2)に規定する人員、物資等
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 交通規制の周知徹底

本部長及び署長は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

4 その他緊急交通路確保のための措置

(1) 交通管制施設の活用

本部長及び署長は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

(2) 放置車両の撤去等

- ア 署長は、緊急交通路を確保するため必要と認める場合は、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行うものとする。
- イ 警察官は、災対法に基づく通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認めるときは、同法第76条の3の規定により緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を講ずるものとし、講じた措置については、当該場所を管轄する署長に対し別に定める「路上放置車両等措置報告書」により速やかに報告すること。
- ウ 署長は、イの報告を受けた場合において、当該措置に伴い車両その他の物件を破損したときは、別に定める「強制排除措置報告書」により速やかに本部長に報告すること。

また、自衛官又は消防吏員から災対法第76条の3第6項に規定する通知を

受けた場合、又は道路管理者から災対法第76条の6第3項に基づく措置を講じた旨の情報提供を受けた場合について、これを準用する。

(3) 運転者等に対する措置命令

現場の警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対する車両移動等の措置命令を行うこと。

(4) 障害物の除去

署長は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、県、JAF島根支部、消防、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置を講ずるものとする。

5 関係機関等との連携

交通規制の実施に当たっては、道路管理者、関係機関等と相互に連携するとともに、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて県警備業協会との支援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

第18 検視及び身元確認

◆担当所属 捜査第一課、広報県民課、刑事企画課、組織犯罪対策課、鑑識課、警察署

本部長及び署長は、市町村等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、遺体収容及び検視場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集及び確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視に努めるものとする。この場合において、被災地における検視に当たっては、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）、警察官が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）、変死体等取扱要領の制定について（平成25年6月11日島捜一甲第603号ほか本部長例規通達）等の関係規程に基づき実施するほか、特に次の点に留意すること。

- 1 迅速かつ適切な規模で多数死体検視隊を編成し、派遣に際しては二次災害防止を念頭に置くこと。
- 2 円滑な検案に向けて検案医師と綿密に事前協議すること。
- 3 確実な身元確認を行い、死体の取り違えや所持品等の紛失を防止すること。
- 4 死体発見から引渡しまでの経過を含めた検視結果を集約し、県と緊密な連携をとること
- 5 外国人死体については領事機関への通報等の必要な措置やその国の慣習に応じた取扱いへの配意を徹底させること。

第19 銃砲等及び危険物等に対する措置

◆担当所属 生活安全企画課、警察署

署長は、被災地における危険防止のため、次により銃砲等及び危険物等に対する適切な措置を講ずるものとする。

1 銃砲等の保管に関する指導

(1) 保管委託の指導

銃砲等の保管に関し、家屋の倒壊等により盗難防止等緊急の措置を必要とする場合には、当該銃砲等の所持者に対し、猟銃等保管業者等への保管委託を行うよう指導すること。

(2) 避難先における保管方法に関する指導

避難先において銃砲等を保管する銃砲等の所持者に対し、基準に適合したロッカー（以下「基準ロッカー」という。）に保管するなど自宅における自己保管の基準に準じた措置をとるとともに、盗難防止に十分配慮するよう指導すること。

(3) 警察署における一時預かり措置

家屋の倒壊等により銃砲等の自己保管ができず、かつ、猟銃等保管業者等への保管委託をすることができないと認められるときは、警察署において当該銃砲等の一時預かりの措置を講ずること。この場合において、銃砲等の所持者に対し、基準ロッカーの設置による自己保管、猟銃等保管業者等への保管委託その他一時預かりした銃砲等を還付するための措置を早期にとるよう指導すること。

なお、一時預かりした銃砲等については、盗難、紛失等の事故防止の観点から、施錠できる場所に設置した基準ロッカーへの保管、記録簿の作成その他必要な措置を講ずるとともに、署員の中から担当者を指定してその実務を行わせるなど、万全の措置を講ずること。

(4) 業者に対する指導

銃砲刀剣類の製造・販売業者及び猟銃等保管業者に対しては、盗難等の事故を防止するため、厳重な保管管理を指導すること。

2 危険物等に対する措置

(1) 警戒区域の設定と避難措置

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物製造・販売・貯蔵施設において火災、漏えい等の事故が発生した場合には、所要の部隊を派遣し、当該危険物の性質、数量、地形・地物、風向き等を考慮して、可能な限り広範囲に警戒区域を設定し、付近住民の避難措置に当たるとともに、直ちに市町村長へ通報すること。

(2) 危険物等の運搬に関する緊急措置

危険物、核燃料物質により汚染された物等の運搬による災害の発生を防止するため、特に必要があると認めるときは、運搬者に対し、これらの物による災害の発生を防止するための必要な措置を命ずること。

第20 社会秩序の維持

◆担当所属	生活安全企画課、広報県民課、地域課、少年女性対策課、サイバー犯罪対策課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織
-------	--

担当所属長は、被災地域等の社会秩序の維持のため、次の事項を推進するものとする。

1 警戒活動の強化

被災後の無人化した住宅街、商店街等における治安維持や救援物資の搬送路、集積地、避難所での混乱等の防止のため、次の活動を実施すること。

なお、地域住民の自主防犯活動を促進するための情報交換及び指導・支援に努めること。

(1) 巡回連絡等

被災家屋、避難場所に対する重点的な巡回連絡等を実施し、被災世帯・避難者の実態を把握する。この場合において、事件事故、特異事案に関する防犯指導、住民要望の聴取、生活関連情報等の提供を行うほか、女性警察職員の避難場所への巡回による被災者の心のケアにも配慮すること。

(2) 各種パトロール等の実施

警ら用無線自動車等によるパトロールを実施するほか、警備業者や地域の民間防犯団体のボランティアとも連携したパトロールを実施して各種犯罪の予防に当たるとともに、金融機関、義援金交付場所等への立寄り警戒を実施すること。

(3) 地域安全情報の提供

あらゆる手段により災害関連情報、生活物資の配給場所等の生活関連情報、交通規制等の警察措置に関する情報等を広く住民に提供するとともに、被災者等の生命、身体及び財産の安全に影響を及ぼしかねない流言飛語の流布防止に努めること。

なお、情報の提供に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮して行うこと。

2 各種不法事案の取締り

被災地において発生が予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等大規模災害に便乗した各種犯罪の取締りを次により重点的に行うこと。

また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めるものとする。

(1) 取締りの重点

ア 生活経済事犯

- (ア) 被災者を対象とした高金利事犯・不動産介入等の暴利事犯
- (イ) 産業廃棄物の処理に絡んだ不法投棄等の悪質事犯

イ 暴力事犯

- (ア) 混乱に乗じた各種利権介入事犯

倒壊物の撤去、廃棄物の処理又は飲食店の開店に伴うみかじめ料、寄附賛助金名下等に絡む恐喝・脅迫事件

(イ) 復興事業に関連した各種不法事犯

災害復旧工事の下請参入、資材の納入・販売等をめぐる恐喝・脅迫事件、労働者派遣法違反事件、権利関係の錯綜した不動産の不法占拠・乗っ取り事件及び競売妨害事件

ウ 詐欺事犯

(ア) 被災者やこれに同情を寄せる市民を狙った詐欺商法等の悪質経済事犯

(イ) 義援金や見舞金名下の詐欺事犯

エ その他一般犯罪

(ア) 無人の家屋、大型店舗等を狙った窃盗犯

(イ) 自動車、オートバイ等を狙った窃盗犯

(ウ) 被災した家屋を狙った悪質な訪問販売事犯

(2) 取締体制の確立

関係行政機関との情報交換及び消費者相談・苦情等を始め、あらゆる警察活動を通じて犯罪の発生状況を把握し、及び分析した上で取締計画を策定すること。

(3) 視察取締りの実施

暴力団等の動向視察を強化するとともに、被害予測及び犯罪手口の分析に基づくよう撃捜査、的割り捜査等を強力に推進するほか、犯罪多発地域に対する重点パトロール、検問等の街頭活動を強化し、犯罪の予防及び検挙に努めること。

(4) 集団不法事案に対する措置

県、市町村等の関係機関と連携・協力し、次により救援物資の配給、処遇に対する不満等に起因して発生が予想される集団不法事案を未然に防止すること。

ア 違法なデモ等に対する措置

陳情又は抗議に名を借りた違法な集会、デモ等に対しては、警告・検挙等により厳正に対処すること。

イ 重大事態に対する措置

物資保管所、金融機関等の重要施設に対し、集団による襲撃、略奪等の治安上重大な事態が発生し、又はそのおそれがある場合には、部隊を投入するなどして事態の沈静化を図ること。

第21 各種相談活動の実施

◆担当所属 広報県民課、少年女性対策課、警察署

災害に関する警察相談等の取扱いについては、警察相談の取扱いに関する訓令(平成25年島根県警察訓令第5号)等の関係規程によるほか、次により行うものとする。

1 相談窓口の設置等

(1) 行方不明者相談や被害状況の問合せその他の各種相談に対応するため、警察

本部及び被災地警察署に相談窓口を開設するとともに、行方不明者相談電話等を複数設置すること。

- (2) 相談を受理したときは、警察相談の取扱いに関する訓令（平成25年3月14日島根県警察訓令第5号）等関係する規定に基づき、適切に受理し処理状況を明確にしておくこと。
- (3) 避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、避難所への移動交番車の派遣や避難所への警察官の巡回等による相談活動を推進すること。

2 関係機関との連携

- (1) 各種相談を適切に処理するため、県災害対策本部その他の関係機関と緊密な連携を図ること。

なお、他機関において処理することが適当と判断されるものについては、関係機関に確実に引き継ぐこと。

- (2) 行方不明者の安否確認については、行方不明者情報等を把握している市町村との情報共有を図ること。ただし、市町村においては、安否の確認がとれていないことのみでは、行方不明者数として計上しないことに留意すること。

第22 報道対策

◆担当所属 広報県民課、警備課、警察署

- 1 報道対応は、災害警備本部及び署警備本部の広報班において次により行うものとする。
 - (1) 報道資料の提供に当たっては、初期段階にあっては機を失することなく行い、その後の段階にあっては指定時間ごとに行う等の適宜の方法により行うこと。
 - (2) 災害現場における広報が必要と認められるときは、現場広報隊を運用し、積極的かつ効果的な広報に努めること。
- 2 各所属は、災害による被害が甚大である場合等、災害警備活動に関する広報を積極的かつ効果的に行うことが困難であると予想される場合は、組織的な対応に努め、必要な範囲で支援を行うこと。
- 3 人的及び物的被害の状況並びに程度、現場活動の態勢、被災者のプライバシーに関する事項その他組織的に管理して広報すべき事項については、現場広報隊により広報を行うことなく、災害警備本部等において警察庁、中国四国管区警察局、署警備本部、県災害対策本部その他の関係機関と必要な調整を図り適切な対応に努めること。
- 4 報道機関に対しては、報道要請に関する支援協定に基づき、被害状況、避難指示の内容、住民の避難状況、津波に関する情報及び交通規制の状況に加え、住民への要望事項及び関係する資料等を提供して協力要請を行うとともに、取材活動には積極的に協力すること。

第23 情報システムに関する措置

◆担当所属 情報管理課、警察署

担当所属長は、災害発生時においても情報システムの機能を維持するため、情報通信部と緊密に連携し、次の措置を講ずるものとする。

1 電子計算組織の機能回復

災害発生後、速やかに情報システムの機能の確認を行うとともに、障害が生じた電子計算組織の機能を回復すること。

2 災害警備活動に必要な情報の共有

既存のデータベースを活用し、災害警備活動に必要な情報を共有すること。

第24 給食、補給及び宿泊

◆担当所属 会計課、人材育成課、警察学校、警察署

担当所属長は、災害警備活動に従事する職員の給食等に関し、次の措置を講ずるものとする。

1 給食

警備要員に対する給食は、原則として、署警備本部が災害警備本部と調整を図った上で調達すること。

2 補給

警備要員が使用する寝具、仮設トイレ等は、現有の寝具及びリース業者からの借上げ等により対応すること。

3 宿泊・待機場所

警備要員の宿泊・待機場所は、倒壊を免れた警察施設の使用を原則とするが、不足する場合には、公共施設又は民間施設の借上げ等により対応すること。この場合において、借上げ折衝は、本部長又は署長が指定する者が担当し、折衝の状況を本部長に報告すること。

第25 自発的支援の受入れ

◆担当所属 生活安全企画課、会計課、警務課、警察署

1 ボランティアの受入れ

署警備本部は、ボランティア団体、自主防犯組織等と連携し、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的としたボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行うものとする。

2 海外からの支援受入れ

災害警備本部は、警察庁から海外からの支援の受入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、中国四国管区警察局、県、市町村その他の関係機関と連絡を取りつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 災害復旧・復興

第1 警察施設の復旧

◆担当所属 会計課、通信指令課、警察署

本部長は、警察施設の復旧について、その重要性に鑑み、情報通信部と緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に行うものとする。

なお、各所属長は、災害発生時における初期的な庁舎防護措置を講じた後、警察施設の被害状況を調査し、次の事項を本部長に報告すること。

- (1) 発生日時
- (2) 施設名称
- (3) 被害箇所
- (4) 被害の概要
- (5) 電気、ガス及び水道の供給状況
- (6) 有線・無線の通信機能
- (7) パトカー等主要装備の被害状況
- (8) 応急対策の状況
- (9) 復旧見込み
- (10) その他参考事項

第2 暴力団排除活動の徹底

◆担当所属 組織犯罪対策課、警察署

本部長及び署長は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握と取締りを徹底するとともに、復旧・復興事業からの暴力団排除に向け、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働き掛けを行うものとする。

第3 交通規制の実施

◆担当所属 交通規制課、警察署

本部長及び署長は、円滑な災害復旧・復興を図るため、交通状況、道路状況、輸送需要等を踏まえ、適切な交通規制を行うものとする。

第4 記録

◆担当所属 全所属

災害警備本部各班は、被災（復旧）状況、警察活動の状況等について、写真、ビデオ、メモ等により記録しておくこと。

第3章 津波災害対策

第1 地震災害対策との関係

津波災害対策については、第2章（地震災害対策）の規定によるほか、この章に定めるところにより対応するものとする。

第2 災害に備えての措置

1 津波警報・注意報等の伝達体制の整備

◆担当所属 警備課、会計課、情報管理課、通信指令課、警察署

担当所属長は、迅速かつ正確な津波警報・注意報等の伝達のため、伝達体制・手段の多重化、多様化及び設備の充実を図るものとする。

2 津波からの避難誘導等体制の整備

◆担当所属 警備課、会計課、地域課、交通規制課、警察署

担当所属長は、津波の特性を踏まえ、津波によって浸水が予想される地域の住民を安全に避難誘導するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 実態把握

津波によって浸水が予想される地域の危険箇所、避難行動要支援者等の実態把握に努めること。この場合において、市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けたときは、実態把握のために効果的に活用するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じること。

(2) 避難場所の選定、避難経路の複数指定

市町村と協力し、浸水予測地図等により予想した被害状況に応じ、避難場所の選定及び個々の避難場所に至る避難路の複数指定に努めること。

(3) 避難手段の検討

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、津波到達予想時刻、避難場所までの距離、避難行動要支援者等の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず車両で避難せざるを得ない場合を想定し、安全かつ確実な避難方策について市町村と連携して、あらかじめ避難手段を検討しておくこと。

(4) 津波に対する住民の危機意識の醸成

沿岸部を管轄する警察署（以下「沿岸警察署」という。）においては、住民の迅速かつ的確な避難誘導を行うため、市町村と連携し、地域住民に津波の特性に関する知識、避難路、避難場所、避難方法等について周知するとともに、実践的な避難訓練等を通じ、津波に対する住民の危機意識を醸成すること。この場合において、避難のための車両の使用に関し、次の点に留意することを地域住民に周知徹底すること。

ア 津波の発生時に車両を運転中である場合又はそれ以外の場合であって津波から避難するためやむを得ないときを除き、避難のために車両を使用しないこと。

イ やむを得ず津波から避難するために車両を使用するときは、津波到達予想時刻の情報、道路の渋滞・損壊、信号機の作動状況、道路上の障害物等に十分注意すること。

(5) 避難行動要支援者等の避難誘導体制の整備

避難行動要支援者等を適切に避難誘導するため、県、市町村、地域住民、自主防災組織等と連携・協力し、平素から避難行動要支援者名簿の活用等により、避難行動要支援者等の避難誘導体制を整備すること。

(6) 活動要領の策定

沿岸警察署の署長は、市町村等と連携しつつ、津波に対する地勢的特性を踏まえ、警察官の運用や装備資機材の活用等の具体的な活動要領（避難誘導マニュアル等）を策定すること。

また、通信機器や道路が被災した場合における情報伝達の在り方や装備資機材の活用について検討しておくこと。

(7) 避難誘導等に従事する警察官の安全確保

避難誘導や防災対応に当たる警察官の安全を確保するため、市町村、消防等と連携し、津波到達予想時刻を基準に退避時間（タイムリミット）を設定するなど、避難誘導に係る行動ルールを定めること。

また、避難誘導に従事する全ての警察官が無線機、受令機等の情報伝達に必要な資機材を始め、救命胴衣、ヘルメット等、警察官の殉職や受傷を防止するための資機材の整備に努めること。

3 警察施設等の災害対策

◆担当所属 会計課、警備課、警察署

担当所属長は、津波による被害のおそれのある地域に所在する警察施設等の耐浪性の強化、非常用電源の設置場所のかさ上げ、物資の備蓄方法の工夫等、津波災害に対処する能力の向上に努めるものとする。

4 交通管制施設及び交通管理体制の整備

◆担当所属 交通規制課

交通部交通規制課長は、信号機、交通情報板等の交通管制施設の津波に対する安全性の向上を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制を整備するものとする。

5 教養訓練の実施等

◆担当所属 警備課、通信指令課、地域課、警察署

担当所属長は、津波到達予想時刻を踏まえた迅速かつ的確な避難誘導活動等を実施するため、無線機等情報伝達機器の確実な運用等津波災害に関する教養を実施するとともに、県及び市町村等と連携した訓練の実施に努めるものとする。

6 被留置者への対応

◆担当所属 総務課、会計課、警察署

担当所属長は、津波浸水予測等を踏まえて非常計画を策定し、又は見直すとともに、非常計画に基づき、津波災害発生時における被留置者への対応を確認するための訓練を実施するものとする。

第3 災害発生時の対策

1 津波警報・注意報等の伝達

◆担当所属 通信指令課、地域課、警備課、当直、警察署

(1) 警察本部

通信指令課長は、津波警報・注意報等が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、沿岸警察署に対し、直ちに津波警報・注意報の内容及び必要な措置を講ずるよう無線で一斉指令するものとする。

なお、津波警報・注意報等の受理及び伝達は、別に定める「津波警報・津波注意報伝達用紙」を活用するとともに、必要に応じて警察用航空機の出動を要請すること。

(2) 沿岸警察署

ア 署長は、(1)の指令を受けた場合又は津波警報・注意報等を自ら認知した場合は、直ちに関係市町村長及び署員に伝達すること。この場合において、関係市町村長への伝達時間及び発受信取扱者名を明らかにしておくこと。

イ 署長は、市町村、消防等と連携した上で、避難行動要支援者等に配慮し、必要に応じて次の措置を講ずるものとする。

(ア) 沿岸付近の住民、滞留者、船舶等に対する津波警報等の発表の伝達、避難広報及び避難誘導

(イ) 警戒区域の設定及び交通規制

2 避難誘導等

◆担当所属 警備課、地域課、交通規制課、警察署

沿岸警察署の署長は、避難誘導や防災対策に当たる警察官の安全確保を前提とし、津波到達予想時刻を考慮しながら、必要に応じ警察用航空機と連携し、避難指示、広報等を適切に行うなどして、安全かつ迅速に避難誘導を行うものとする。この場合において、市町村から避難行動要支援者名簿の提供を受けたときは、実態把握のために効果的に活用するものとする。

3 救出救助活動

◆担当所属 警備課、地域課、機動隊、警察署

担当所属長は、被災者の救出救助に当たっては、警察用航空機及び各種装備資機材を活用して行うものとする。

4 検視及び身元確認

◆担当所属 捜査第一課、広報県民課、刑事企画課、鑑識課、警察署

担当所属長は、津波災害においては遺体の身元確認が困難となる場合が多いことを考慮した上で、県、市町村等と連携し、また、必要に応じて他の都道府県警察に支援を要請するなどして、検視の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等に努めるものとする。

5 行方不明者の相談活動等の実施

◆担当所属 少年女性対策課、広報県民課、警察署

担当所属長は、被災地が広範囲にわたることを考慮した相談窓口の開設、行方不明者相談電話等の設置に配慮するものとする。

6 大量の拾得物の取扱い

◆担当所属 会計課、生活安全企画課、警察署

担当所属長は、津波による大量の拾得物を取り扱う場合においては、保管場所の確保、必要な処理体制の整備等、早期返還に向けた対応に努めるものとする。

第4章 その他の自然災害対策

第1節 風水害対策

第1 県民の防災活動の促進

1 避難誘導対策

◆担当所属 警備課、地域課、交通規制課、警察署

担当所属長は、住民の避難誘導を的確に行うため、次の事項を推進するものとする。

(1) 避難経路等の周知

平素から各種講習会、研修会等を通じ、風水害被害の防止や軽減の観点から早期避難に対する住民等の理解と協力を得るとともに、適切な避難場所、避難路等について周知徹底すること。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知徹底

ミニ広報紙等を通じ、地域住民等に対して土砂災害警戒区域や風水害発生時の行動マニュアル等について分かりやすく示すこと。

2 防災訓練等の実施

◆担当所属 警備課、地域課、交通規制課、警察署

担当所属長は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施するものとする。

第2 災害発生直前の対策

1 風水害に関する警報等の伝達

◆担当所属 警備課、通信指令課、当直、警察署

(1) 警察本部の措置

警備課長（執務時間外は当直責任者）は、松江地方気象台から災害発生のおそれのある気象予・警報、気象情報等の災害情報を受理したときは、これを速やかに関係警察署長に伝達するものとする。

(2) 警察署の措置

署長は、被害を及ぼすおそれのある状況を把握した場合は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対し速やかに伝達するものとする。この場合において、対象者に漏れなく、かつ、分かりやすい伝達に努めるとともに、避難行動要支援者等にも配慮するものとする。

2 住民等の避難誘導

◆担当所属 警備課、地域課、交通規制課、警察署

担当所属長は、風水害の発生のおそれがある場合は、河川管理者、水防団等と連携しながら、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の警戒活動を行うものとし、危険性が認められる場合は、次の点に配意し、住民等に対する避難のための広報等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

- (1) 住民等への避難指示等の伝達に当たっては、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して、迅速かつ的確な伝達に努めること。
- (2) 避難誘導に当たっては、災害の概要、避難場所・避難路、浸水想定区域・土砂災害警戒区域に指定されている事実その他の避難に資する情報の伝達に努めること。
- (3) 必要に応じ、警察用航空機、船舶等による避難についても検討すること。
- (4) 情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者が入所する高齢者施設等に十分配慮すること。

3 災害未然防止活動

◆担当所属 警察署

署長は、河川管理者等が洪水及び高潮による被害の発生を未然に防止するために行うダム、せき、水門等の操作について、必要があると認めるときは、交番、駐在所、パトカー等の勤務員等を通じ、住民等に対して当該操作に関し必要な事項を周知徹底するものとする。

第3 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

◆担当所属 警備課、地域課、交通規制課、警察署

担当所属長は、浸水被害が発生した地域又は土砂災害の発生の高危険性が認められる箇所について、適切な警戒避難措置を講ずるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次被害の防止に努めるものとする。

第2節 雪害対策

第1 災害に備えての措置

1 雪害に強い交通管制施設の整備

◆担当所属 交通規制課、警察署

担当所属長は、地域の特殊性を考慮しつつ、信号機、交通情報板、交通管制センター等の交通管制施設について、雪害に強い施設の整備に配意するとともに、雪害時の交通管理体制を整備するものとする。

2 気象状況の伝達体制の整備

◆担当所属 警備課、警察署

担当所属長は、積雪量等の気象状況等の情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制の整備及び施設の充実を図るものとする。

3 危険箇所の周知徹底

◆担当所属 警備課、地域課、警察署

担当所属長は、他の関係機関と連携して雪崩危険箇所を把握し、住民等への周知徹底に努めるものとする。

第2 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

◆担当所属 警備課、地域課、交通規制課、警察署

担当所属長は、雪害が発生した地域又は雪害の発生の危険性が高いと認められる箇所について、適切な警戒及び避難措置を講ずるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次災害の防止に努めるものとする。

また、立ち往生車両が生じた場合、通行止め規制が解除されるまで車内で待機しようとする運転者に対し、排気ガス（一酸化炭素）による中毒の防止に関する呼び掛けを確実に行うものとする。

第5章 原子力災害対策

第1 災害に備えての措置

1 緊急防護措置を準備する区域等における実態把握

◆担当所属 警備課、地域課、交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署

担当所属長は、原子力災害対策を重点的に実施すべき範囲とされている予防的防護措置を準備する区域（原子力施設からおおむね半径5km圏、以下「PAZ」という。）及び緊急防護措置を準備する区域（原子力施設からおおむね半径5～30km圏、以下「UPZ」という。）において、避難誘導や防犯対策が必要な地域・施設、交通規制・検問を行うべき地点及び特別派遣部隊の活動拠点等に関する実態把握に努めるものとする。

2 関係機関との連絡体制の確立

◆担当所属 警備課、高速道路交通警察隊、警察署

本部長、島根原子力発電所（以下「島根原発」という。）の所在地を管轄する松江警察署長、UPZを管轄する安来警察署長、雲南警察署長及び出雲警察署長（以下「本部長等」という。）並びに高速道路交通警察隊長は、原子力災害の発生に備え、原子力防災専門官、県及び松江市並びに安来市、雲南市及び出雲市（以下「関係周辺3市」という。）、中国電力株式会社、島根原発、自衛隊、消防、海上保安庁、医療機関、道路管理者その他の関係機関と相互連携を図り、緊急時における連絡体制を整備するものとする。

3 広域避難計画策定等の支援

◆担当所属 交通規制課、警備課、警察署

本部長等は、県、松江市及び関係周辺3市が行う広域避難計画の策定又は修正について積極的な参画・支援を行うものとする。

4 交通規制・避難誘導計画の作成

◆担当所属 交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署

(1) 担当所属長は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、関係機関の意

見を反映させた交通規制、避難誘導計画を策定するものとする。

- (2) 当該計画の作成に当たっては、PAZなど緊急性の高い区域から避難が進むよう、中国四国管区警察局及び隣接県警察と連携した上で、広域的な管理体制を整備するものとする。

5 地域住民等に対する周知徹底

◆担当所属 警備課、広報県民課、地域課、交通規制課、警察署

担当所属長は、平素からあらゆる機会を通じ、地域住民等に対し、緊急時における避難場所、避難路及び避難時の留意事項について周知徹底を図るものとする。

6 原子力災害警備用装備資機材の整備充実

◆担当所属 会計課、警備課、高速道路交通警察隊、警察署

担当所属長は、原子力災害発生時における災害応急活動に従事する職員の安全を確保するため、次の防護資機材の整備充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、これらの防護資機材が不足することを想定し、原子力事業所等からの借受けるとともに、使用ができるよう対策を講じておくものとする。

- (1) 放射性粉じん用防護服、放射性粉じん用防護マスクその他の防護用機材
(2) サーベイメータ、ポケット線量計その他のモニタリング用機材

7 職員に対する原子力防災知識等の教養

◆担当所属 警備課、厚生課、警察署

担当所属長は、職員に対し、放射線に関する基礎知識、島根原発の構造、原子力災害発生時における措置要領等に関する教養を行うものとする。

8 防災訓練の実施

◆担当所属 全所属

本部長等は、島根原発、県、松江市及び関係周辺3市等の関係機関と相互に連携し、原子力災害を想定した実践的な防災訓練を行うものとする。

また、原子力災害を想定した図上訓練や原子力災害警備用装備資機材の操作訓練、放射性粉じん用防護服の着脱訓練等を行うものとする。

9 代替指揮機能の確保

◆担当所属 全所属

(1) 基本的な考え方

警察本部（島根県運転免許センター及び直轄隊を含む。）は、住民避難等災害警備活動の指揮機能を有するため、原子力災害発生時においても可能な限り現在の施設等で活動することを原則とするが、放射性物質の大量放出等により警察本部の所在場所が避難指示区域等に指定された場合には、警察本部の機能について、出雲警察署への移転を基本とし、事象の進展によっては、職員の安全が確保され、かつ、災害警備活動が可能な地域の警察施設等に移転するものとする。

- (2) (1)により移転する場合は、移転すべき業務・人員、物資の搬送手段等について、あらかじめ、必要に応じて県等と協議して公共施設等の利用も考慮した上

で検討するものとする。

(3) UPZ内の警察署の代替施設

松江、安来及び雲南警察署長は、警察署が被災し使用できなくなった場合に備え、あらかじめ代替施設を選定しておくものとする。

なお、出雲警察署は警察本部の指揮機能移転先として選定しているため、除外する。

第2 災害発生時における措置

1 情報の受理・連絡

◆担当所属 警備課、通信指令課、当直、警察署

警備課長（執務時間外は当直責任者）は、島根原発又は県から島根原発で発生した事故等について、原子力災害につながるおそれがあるとして通報・連絡を受けた場合は、警察庁、中国四国管区警察局、警察署等に報告、連絡するものとする。

2 警備体制の確立

◆担当所属 全所属

本部長は、島根原発で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模、事態の推移に応じて、第2章第2節に規定する警備体制をとるとともに、その種別に応じた所要の災害警備本部等を設置し、指揮体制を確立するものとする。この場合において、松江警察署、安来警察署、雲南警察署及び出雲警察署にあっては警察本部に準じた体制を、それ以外の警察署にあっては所要の体制を確立するものとする。

3 緊急事態応急対策等拠点施設への職員の派遣

◆担当所属 警備課、交通規制課

本部長は、災害情報の収集・連絡、緊急事態応急対策等の調整のため、幹部職員を緊急事態応急対策等拠点施設に派遣するものとする。

4 周辺住民等への情報伝達等

◆担当所属 広報県民課、地域課、交通規制課、警備課、警察署

担当所属長は、県、市町村、防災関係機関等と連携し、島根原発周辺の地域住民、旅行者、滞在者等に対し、交通規制、避難方法等に関する情報を速やかに伝達するとともに、避難の誘導、屋内退避の呼び掛けその他の防護活動を適切に行うものとする。

なお、活動に当たっては、避難行動要支援者等に十分配慮するものとする。

5 交通の規制及び緊急輸送の支援

◆担当所属 交通規制課、交通企画課、交通指導課、交通機動隊、高速道路
交通警察隊、警察署

担当所属長は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ヘリテレ、交通流監視カメラ等を活用して、交通状況を迅速に把握するとともに、次の措置を講

ずるものとする。

(1) 交通規制

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して一般車両の通行を禁止する等の交通規制等を行うこと。

なお、交通規制の実施に当たっては、国、県、松江市及び関係周辺3市の道路管理者等と連携を図るとともに、必要に応じて、県警備業協会等との支援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請すること。

(2) 緊急輸送の支援

国等から派遣される専門家、緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援を行うこと。

6 警戒区域等における立入規制

◆担当所属 警備課、地域課、警察署

署長は、松江市及び関係周辺3市の市長が行う警戒区域の設定又は避難のための立退きの勧告・指示の実効を上げるため警戒従事員の配置、装備資機材の活用、関係機関との密接な連携等に努めること。

7 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

◆担当所属 生活安全企画課、広報県民課、地域課、少年女性対策課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、公安課、警備課、外事課、警察署

担当所属長は、警戒区域及びその周辺において、警ら、検問体制を強化するなどして各種犯罪の未然防止に努めるとともに、必要に応じて安全に関する情報を提供するなどして治安確保に努めるものとする。

また、避難住民等の警戒区域への一時立入りが行われるときは、関係市等と連携し、安全な実施に必要な支援を行うものとする。

なお、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、関係市等が引き続き警戒区域等を設定したときは、引き続き必要な措置をとるものとする。

8 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

◆担当所属 警備課、生活安全企画課、警察署

事業所外で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等その他関係機関と協力し、人命救助等の必要な措置を講ずるものとする。

9 職員の被ばく線量管理

◆担当所属 厚生課、警備課、警察署

担当所属長は、原子力災害警備活動に当たり、あらかじめ被ばく線量等を考慮した活動基準を明確にするとともに、放射性物質防護用マスク、ポケット線量計等の防護用機材を有効に活用するなどして、災害警備に従事する職員の被ばく線量を適切に管理するものとする。

なお、職員の被ばく線量は、個人ごとに管理することとし、必要に応じて医師、

カウンセラー等に受診をさせるものとする。

第3 対応の基準

原子力災害対策については、本章、第2章（地震災害対策）及び第3章（津波災害対策）の規定によるほか、緊急事態等における島根県警察の組織に関する訓令（平成29年11月14日島根県警察訓令第32号）、島根県地域防災計画（原子力災害対策編ほか関係する各編）その他の関係規程を準用して対応する。

第6章 その他の事故災害対策

第1 海上災害対策

1 災害に備えての措置

◆担当所属 警備課、地域課、機動隊、沿岸地域管轄警察署

担当所属長は、海上災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 情報収集

警察用航空機等を活用し、直ちに被害状況等について情報を収集すること。

(2) 関係機関との相互連携等

海上保安庁、県、市町村、消防、港湾管理者等の関係機関と連携し、当該関係機関との間における情報の収集・連絡について必要な体制の整備を図ること。

(3) 防災訓練の実施

海上保安庁等の関係機関と連携の上、大規模海難事故や危険物等の大量流出を想定した実践的な訓練を実施すること。

2 災害発生時における措置

◆担当所属 警備課、地域課、少年女性対策課、捜査第一課、交通規制課、機動隊、沿岸地域管轄警察署

担当所属長は、大規模な海上災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 捜索活動及び救出救助活動

多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、警察用航空機、船舶等を運用し、迅速な捜索活動及び救出救助活動に当たること。

(2) 危険物等の大量流出時等の措置

ア 沿岸における警戒監視活動

警察用航空機、船舶等を運用した沿岸における警ら活動を行うとともに、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うこと。

イ 危険物等の大量流出等に対する応急対策

海上保安庁等の関係機関と連携し、必要に応じ地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制、防除資機材等の緊急輸送に伴う交通路を確保するとともに、関係機関が行う危険物等の防除活動への協力を行うこと。

第2 航空災害対策

1 災害に備えての措置

◆担当所属 警備課、空港管轄警察署

担当所属長は、航空災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携等

空港管理者、県、市町、消防等（以下「空港管理者等」という。）の関係機関と連携し、航空災害が発生した場合における連絡体制を整備すること。

(2) 基礎資料の整備

空港周辺における大規模な航空災害の発生に備え、次の資料を収集し、及び補正すること。

ア 空港施設及び運航航空機の種別、航路等

イ 病院等医療機関の収容可能人員、医師数等

ウ 現地警備本部が設置可能な公共施設等

エ 関係機関の所在地及び連絡方法

オ その他必要な資料

(3) 防災訓練の実施

空港管理者等の関係機関と連携し、大規模な航空災害を想定した実践的な防災訓練を実施すること。

2 行方不明航空機等の搜索活動

◆担当所属 警備課、地域課、交通機動隊、警察署

担当所属長は、航空機が行方不明となり、又は航空機の墜落現場が不明であるなど、航空災害発生のおそれがある場合は、迅速に情報収集に当たるとともに、警察用航空機、船舶等を運用し、搜索活動に当たるものとする。

3 災害発生時における措置

◆担当所属 警備課、地域課、捜査第一課、交通規制課、機動隊、警察署

担当所属長は、航空災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 情報収集

直ちに墜落現場に急行し、情報収集に当たること。

(2) 救出救助活動

機動隊、管区機動隊、第二機動隊等による救出救助部隊を編成し、関係機関と連携しながら、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うこと。

(3) 立入禁止区域の設定等

航空機が人家密集地域へ墜落した場合その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域の設定及び地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うこと。

(4) 合衆国軍用航空機事故発生時の対応

アメリカ合衆国軍隊が使用する日本国内の施設・区域外において、合衆国軍用航空機が墜落し、又は着陸を余儀なくされた場合には、「日本国内における

合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用事故に関するガイドライン」に基づき、警察を含む日米両当局が共同して必要な対応に当たることとされていることから、その対応等については別に定める。

第3 鉄道災害対策

1 災害に備えての措置

◆担当所属 警備課、地域課、機動隊、鉄軌道管轄警察署

担当所属長は、鉄道災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携等

鉄軌道事業者等の関係機関と連携し、鉄軌道上及びその直近で落石、土砂崩れ等の異常が発見された場合における連絡体制を整備すること。

(2) 防災訓練の実施

鉄軌道事業者等と連携し、大規模な鉄道災害を想定した実践的な防災訓練を実施すること。

2 災害発生時における措置

◆担当所属 警備課、地域課、捜査第一課、交通規制課、機動隊、鉄軌道管轄警察署

担当所属長は、大規模な鉄道災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 救出救助活動

機動隊、管区機動隊、第二機動隊等による救出救助部隊を編成し、関係機関と連携しながら、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うこと。

(2) 立入禁止区域の設定等

脱線した鉄軌道車両により被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域の設定及び地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うこと。

3 二次被害の防止

◆担当所属 警備課、捜査第一課、鉄軌道管轄警察署

担当所属長は、鉄道災害現場における捜索、救出救助活動等に当たっては、鉄軌道事業者等と連携し、後続車両の衝突等による二次災害を防止するための措置を確実に講ずるものとする。

第4 道路災害対策

1 災害に備えての措置

◆担当所属 警備課、地域課、交通企画課、交通指導課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察署

担当所属長は、道路災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携等

道路管理者、県、市町村等の関係機関と連携し、道路災害に発展するおそれ

のある山（崖）崩れなどの発生を認知した場合における当該関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制を整備すること。

(2) 危険箇所等の把握及び関係機関に対する要請

平素から山（崖）崩れなどの危険箇所等の発見及び把握に努め、基礎資料として整備するとともに、危険度の高い箇所については、防災関係機関に対し改善、補修の措置を要請すること。

(3) 防災訓練の実施

道路管理者、県、市町村等の関係機関と連携し、大規模な道路災害の発生を想定した実践的な防災訓練を実施すること。

2 災害発生時における措置

◆担当所属 警備課、地域課、捜査第一課、交通企画課、交通指導課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察署

担当所属長は、大規模な道路災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 情報収集

直ちに現場に急行し、災害に巻き込まれた通行人、通行車両等の被害について確認するとともに、情報を収集すること。

(2) 救出救助活動

機動隊、管区機動隊、第二機動隊等による救出救助部隊を編成し、救出救助用機材を有効に活用して、被災者等の救出救助活動を行うこと。

(3) 立入禁止区域の設定等

道路災害が通行量の多い道路において発生した場合等、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域の設定並びに通行人、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速かつ的確に行うこと。

(4) 危険物の流出に対する応急措置

災害の発生により危険物が流出した場合は、状況に応じて地域住民等の避難誘導等を実施するとともに、関係機関と連携して危険物の除去活動を行うこと。

3 二次災害の防止

◆担当所属 警備課、警察署

担当所属長は、道路災害現場における捜索、救出救助活動等に当たっては、道路管理者等と連携し、トンネル天井板の落下、山（崖）崩れ等による二次災害の防止のための措置を確実に行うものとする。

第5 危険物等災害対策

1 災害に備えての措置

◆担当所属 警備課、会計課、生活安全企画課、地域課、警察署

担当所属長は、危険物等災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携等

県及び市町村、消防、危険物等の管理者等の関係機関と相互に連携し、危険物等関係施設の事業者等との連絡体制を整備すること。

(2) 危険物等災害警備用資機材の整備充実

次の装備資機材の整備・充実に努めること。

ア 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等の防護用機材

イ ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等の救出救助用機材

(3) 地域住民等に対する周知徹底

平素の警察活動を通じ、地域住民等に対し、危険物等災害が発生した場合の避難場所、避難路及び避難時の留意事項について周知徹底を図ること。

(4) 火薬類取締法等の法令に定める権限行使

危険物等災害を防止するため、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）等の法令に定める権限を適切に行使すること。

(5) 防災訓練の実施

県、市町村、消防、危険物等の事業者等の関係機関と連携し、大規模な危険物等災害を想定した実践的な訓練を実施すること。

2 災害発生時における措置

◆担当所属 警備課、生活安全企画課、地域課、捜査第一課、交通規制課、機動隊、警察署

担当所属長は、大規模な危険物等災害の発生時において、次の措置を講ずるものとする。

(1) 情報収集

警察用航空機等を活用し、直ちに被害状況等について情報を収集すること。

(2) 救出救助活動

機動隊、管区機動隊、第二機動隊等による救出救助部隊を編成し、被災者等の救出救助活動を行うこと。

また、救出救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全を確保すること。

(3) 立入禁止区域の設定

危険物等が漏えいし、流出し、又は飛散した場合は、直ちに立入禁止区域の設定並びに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を迅速かつ的確に行うこと。

(4) 危険物等の大量漏えい等に対する応急対策

危険物等が大量に漏えいし、流出し、又は飛散した場合は、状況に応じて地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するとともに、関係機関と連携し、危険物等の除去活動を行うこと。

(5) 火薬類取締法等の法令に定める権限行使

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、火薬類取締法令

等に定める権限を適切に行使するものとする。

第6 火事災害対策

1 災害に備えての措置

◆担当所属 警備課、地域課、警察署

担当所属長は、火事災害に備え、次の事項を推進するものとする。

(1) 関係機関との相互連携等

県、市町村、消防、森林管理署等の関係機関と連携し、高層建築物施設等大規模な被害発生のおそれがある管理者との連絡体制を整備すること。

(2) 防災訓練の実施

消防等と連携し、大規模な火事災害を想定した実践的な訓練を実施すること。

2 災害発生時における措置

◆担当所属 警備課、地域課、捜査第一課、交通規制課、警察署

担当所属長は、大規模な火事災害の発生時においては、立入禁止区域の設定及び地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

第7 対応の基準

第1章第3の規定は、本章におけるその他の事故災害対策について準用する。

第7章 災害警備計画等の報告

第1 災害警備計画

署長は、第2章第2の規定により災害警備計画を策定し、又は変更したときは、警備課長を経由して本部長に報告すること。

第2 警備本部要員

警察本部の関係所属長は、本計画に基づいて県警備本部要員を指定し、又は変更したときは、当該要員の所属、階級及び氏名について、警備課長を経由して本部長に報告すること。

第3 職員の参集先等

警察本部の各所属長は、人事異動後速やかに、交通途絶等を想定した場合における所属職員の参集所要時間を調査し、別に定める「職員参集状況等調査表」により、警備課長を経由して本部長に報告すること。

第4 災害警備活動の総括

各所属長は、災害警備活動終了後、速やかに災害警備活動の状況及び反省教訓事項等を総括し、警備課長を経由して本部長に報告すること。

別表 [略]